

昭和60年度

固定資產概要調書

東京都日野市

1502510 国定資産根本學調書 昭60海

1 人口、面積、人口密度	度に関する調			1	
2 土地に関する概要調書	<u>ŧ</u>			2	
	数に関する調			3	
第2表 総括表				4	
第3表 所有者区分区	てよる土地に関する調		· ··· · · · · · · · · · · · · · · · ·	6	
第4表 宅地に関する	5調	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		8	
第5表 宅地等の負担	旦調整に関する調			0	
第6表 農地の負担調	周整に関する調 ≥				
第7表 特定市街化区	同盤に関する調 区域農地の負担調整に関する訓 M-	ひ多高福社平			
第8表 段階別納稅義	義務者数及び課税標準額等に阝-31-8	ま廃社会会工品の不平曜も教生まの子の子の子では、			次に記
第9表 課税標準の特	寺例等に関する調 (%)	[m . (,			たか
第10表 介在農地、介	↑在山林及び市街化区域農地に ^{Ŷ2}	合・画・図			Ш
第11表 昭和61年度	に新たに法定免税点以上になる	・ _事 図書図ー 型 務 書 書書 書書 書書 まままままままままままままままままままままままま			446
第12表 昭和62年度	においても本則課税とならな	• 局館館館館			でに返
3 家屋に関する概要調書 第21表 納税義務者数 第22表 総 括 表	<u> </u>	に連絡(は 電話 81-7354 電話 81-4744 電話 81-4744 電話 82-2329 電話 82-2329 電話 82-3137			返して下さい。

1	人口、	旬積、人口密度に関する調	1
2	土地に	曷する概要調書	2
V.E.	第1表	納税義務者数に関する調	3
1	第2表	総 括 表	4
Î	第3表	所有者区分による土地に関する調	6
1	第4表	宅地に関する調	8
, i	第5表	宅地等の負担調整に関する調	9
1	第6表	農地の負担調整に関する調	12
3	第7表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調	15
1	第8表	段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調	18
1	第9表	課税標準の特例等に関する調	20
1	第10表	介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調	21
3	第11表	昭和 61 年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調	24
1	第12表	昭和 62 年度においても本則課税とならない土地に関する調	25
3	家屋に	関する概要調書	26
3	第21表	納税義務者数に関する調	26
1	第22表	総 括 表	27

	第23表	所有者区	分による家	(屋に関す	る調・	•• ••• •••					 •••	28
	第24表	木造家屋	に関する調	1		••••••					 	29
	第25表~	第34表	木造以外の	家屋に関	する調	•••					 	3 1
	第35表~	第36表	新增分家園	屋に関する	調 …		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 	41
	第37表~	第38表	減少分家園	屋に関する	調 …						 •••	44
	第39表	課税標準	額等に関す	でる調 …				······································			 • • • •	46
	第40表	法附則第	16条の規	定による	軽減税額	等に関	する調			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 	47
	第41表	課税標準	額の段階別	川納税義務	者数等に	て関する	5調				 	48
	第42表	建築年次	区分による	家屋に関	する調						 	49
	第43表	家屋の変	動に関する	調		•• ••• ••	······································			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 	50
*	第48表	法附則第	16条第1	項及び第	2項によ	る軽減	税額等の	床面積区	分に関する	調	 	51
	第45表			•	の源	战額適用	を受けた	いかった住	宅の個数に	関する調	 	52
	第46表	新築住宅	に関する訓	9	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••						 	53
	第80表~	第81表	需給事情に	よる減点	補正率の	の適用も	犬況に関す	する調			 	54
	第82表	不均衡是	上正実施状況	兄に関する	調 …						 • • • •	56
	第83表	在来分家	(屋の減価)	尾施状況に	関する記	調					 • • • •	57
	第84表	積雪・寒	終冷補正に 。	くる減価額	の状況は	に関する	る調				 • • • •	58
	第85表	新築分家	(屋の評価)	方法別棟数	調 …				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		 	59
4	都市計	十画税に関す	る調								 	60
	第51表	都市計画	区域及び記	果税区域に	関する	調					 • • • •	60

	第52表	納税義務	者数に関	する調									61
	第53表	地積及び	床面積等	に関する	調								62
	第54表	決定価格	及び課税	標準額に	関する調								63
	第56表	三大都市	圏の特定	の市に所	在する市街	 	内の農地	也に関す	る調 …				65
	第57表	課税標準	の特例に	関する調									67
	第58表	宅地等の	負担調整	に関する	調								68
	第59表	農地の負	担調整に	関する語									72
	第60表	昭和 62	年度におり	っても本	則課税とな	らない	土地に関	する調					73
5	償却資産	に関する	概要調書	******									74
	第69表	納税義務	者数に関	する調									75
	第70表~第	72表	償却資産	の価格等	に関する記	問		••••	•••••	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· ······		7 5
	第73表~第	78表	市町村長	が価格等	を決定した	こものの	うち法第	第349条	の3又	は法附則領	第15条の	規定の適	
			用を受け	るものに	関する調								78
	第79表	昭和60	年度償却資	資産の段	階別納税義	務者数	等に関す	る調					93
6	昭和60	年度市町	村交付金の	の交付額	等に関する	調 …							94
7	課税免除	等に関す	る調 …			··········							97

		*	
			*

Ⅰ 人口、面積、人口密度に関する調

(60年1月1日現在)

٨	п	面	数	스(4) ㅁ	密度
Н)	(0)	(a)	(1)
152,	068人	27	7.11 Km²	5,6	091/km²

昭和60年度 概要調書等報告書(土地・家屋・都市計画税)

条件コード表

 概面析與名
 東京都

 市町村名
 日野市

地方公共団体コード	11	3	2	1	2	8 6
表番号・行番号		⁷ 0	0	0	0	0 "
市町村判別コード	特定市特定司		の市町	村…	··· 1 ··· 2 ··· 3	1 12

(注) 「特定市」及び「特定町村」の区分については、 右下の「記入上の注意5」に留意すること。

第00表 ノーパンチ表番号一覧表(土地及び家屋並びに都市計画税に共通)



	表番号							±	地		に	B	Ē.	3	表				
行番号		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12						
	T	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34 35			T	T	T	
0 ; 0	; 1									U									

				家	屋	15	係	3		表			
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
52	54	56	58	60	62 O	64	66	68	70 O	72 O	74	76 O	78 79 O

表都号					家	屋		κ	(ª	F.	3		表		
行番号	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46			/
0 0 2	12	14	16	18	20 O	22	24	26	28	50	32 O	34		/	

			都	市	計	面	税	12	係	る	表	
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60			
44	46	48	50	52		0	58	δü	62 63			

表看	号		家	Į	至	に	係	る	表	
行番号	\	80	81	82	83	84	85	86	87	
0 0	3	12 O	14 Q	16 O	18	20	22	24 O	26 27	

〇 記入上の注意

各調査表の作成に当たっては、記載要類及び突合確認表により内容を十分精査すること。

また、各調査表の太線の枠内の数値は、電子計算機によって集計するので、下記 事項に留意のうえ記入すること。

- 1 調査表には、複写を取ることができるよう黒鉛筆「HB」又は「B」で記入すること。
- 2 数値は、丁寧に記入すること。

良い例 1234567890 悪い例 1234567816

- 3 該当のない項目欄は空欄とし、ハイフン(-)、ゼロ(0)等は記入しないこと。 また、斜線又はアミのある標には数値を記入しないこと。
- 4 単位の誤りのないよう注意すること。
- 5(1) 「特定市」とは、地方検注附則第29条の7に規定する都の特別区、首都圏、 近畿圏若しくは中部圏内にある指定都市、又は首都圏の既成市街地若しくは近 郊整備地帯、近畿圏の既成都市区域若しくは近郊整備区域、若しくは中部圏の 都市整備区域にその全部若しくは一部が含まれる市をいうものである。
- (2) 「特定町村」とは、首都圏整備社第2条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿 圏整備社第2条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第 3項に規定する超市整備区域にその全記スは一部が含まれる町村をいうものである。
- 6 各調査表の「地方公共団体コード」の左側にある「データのある行のみパンチ」の欄については、特に注意して記入すること。なお、詳細は記載要領第1三を参照のこと。
- (1) 「ノーパンチ表番号一覧表」は、土地については01~12、家屋については 21~50、都市計画税については51~60である。
- (2) 表内にデータか全くない場合は、表全体に大きく×印を書き、「ノーパンチ 表番号一覧表」の該当表番号の下の概に○印を書くこと。
- (3) 表内にデータが極少の場合は、「データがある行のみパンチ」の下の空欄に 必ず○印を書き、「ノーパンチ表番号一覧表」の該当表番号の下の概に○印を むくこと。
- (4) 同一表番号で数表にわたるもののうち、無データ又は種少データ の表がある 場合の当該表の取扱いは、(i)又は(2)の取扱いと同様である。

概調共通

昭和60年度 土地に関する概要調書報告書

都道府県名	東	京	都
市町村名	日!	野	市

テータか ある行の スパンチ	地	方公共	団体:	- H		表番	号
	1	3 2	1	2	8	0	18

第 1 表 納税義務者数に関する調

		>	(1)	(2)	(3)
個人 法人	区分別	行番号	総 数 (f) (人)	法定免税点 未満のもの (ロ) (人)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (イ)(人)
(A)	人。	0 1 0	23,581	249	23332
iŁ	人	0 2 0	760	28	732
	ât	0 3 0	24,341	277	24,064

1. 5% 1.2% 2.2%	地方公共団(1 1	表番号	第 2 表	総 括	表			都道的 市 町 :	D	京都野市
_		-	(1)	(2)	(3)	(4)		(5:	,e	(7)	(8)
to	i K	C 8 0	地		łá	i	C#R	iŧ	定	価 祭	
13	n .	行番号	非 訳 权 地 M (m²)(4)	器 編 総 地 植 (m²);;;	法定免税点未満 のもの (m²)()	住定免税点以上のもの(ローチナ (m²)(-)	行番号	段 類 (千円)的	法定免税点未復 のもの (千円)円	正定免税点以上 のもの (3円)(5)	(F) に係る 課税標準制 (F円)円
_	- 段 田	0 1 0	12	1,329	42	" 1329	011	109	27	109	105
HI	介在田·市 货化区域田	020	62	1,887,334	173	1,887,161	021		1,835		11,708,875
括	- 般 组	030		44363		44,363		2404	,	2404	2327
15	介在畑·市 街化区域畑	0 4 0	4460	1,984,962	171			38,877,606	1,355	38,876,251	16393117
	住宅用地 住宅用地	0 5 0		5,642,982	1,713	(/		167049688		167,009,136	38,155,286
笔	用一般住宅地	060		1,129,930	37	1,129,893	* *		872	31,032,267	14,194,954
	非 低人非住地 化 人非住地	070		610,265	197		1	18600256	4,755		17.038.745
圪	名	080		1,711,023	18			60259491	406	60259085	
	il.	090	1,195009	9,094,200	1.965	1		276942574		276895989	
tE	BH BH	100	II, seles				1 0 1		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	212014101	
2:	泉 地	1 1 0					1 1 1				
82	. 2	1 2 0		2,786		2.786	1 2 1	407		407	407
ılı	一般山林	1 3 0	195,798	1.134,919	72,194	1,062,725			2548	38140	38,140
朴	介 在 山 林	1 4 0	27	24866		24866	4 1 4	340277		340277	314,843
教	期	1 5 0					1 5 1	•			011,015
r.	野	160	21,603	26,233	4242	21,991	1 6 1	933	135	798	798
粒	コルフ場の問題	1.7.0		į	•	,	1 7 1			, ,	
	売慢地等の 用 地	1.8:0	j	99,757		99,757	1.8:1	1,806,207		1806.207	1,581,531
糧	供軌道用地	1 9 0	235,979	167,895		167,895	1.9.1	1469,078		1469.078	1,275,121
	その他の被性地	2 0 0	298185	1049,656	48	1,049608	201	22197316	1.020	22196296	19053,870
地	8†	2 1 0	534,164	1.317.308	48	1317,260		25,472,601	1,020		21,910,522
÷	の他	2 2 0	4359392				2.2.1		The state of the s		
	∆ 3†	230	6310,515	15518300	78.793	15439507	2.3.1	372436275	53478	372382797	175,781,106

+- +: +61		地方	公共日	日体コ	- F		表表	6-6
	1	3	2	1	2	8	0	2

第 2 表 総 括 表 (つづき)

_		-	19	70	01)	02	利用名	33 113
A NO	16			D.	tt		₩ Q 当 t	5 伍 格
-	Н	打推站	非課長危筆數 (170(19)	A E E R N	ほど免疫点未満 のもの 門内	注定免权点以上 のもの (ガー(叶	平 均 価 格 (計 (円/m²)(ワ)	数 英 価 格 (円√m²)(カ
	- 8 2 BI	0 1 2	12	27	42	57	82	82
E	介 在 田 · 市 街 化 区 域 田	0 2 2	4	5070	5	5065	16:297	58,672
	- 校 始	0 3 2		47		47	54	82
台	介 在 纪 · 市 街 化 区 城 细	0 4 2	9	3.875	3	3,872	19,586	117,450
	住 小 規 校 住宅用地	0 5 2		32,340	134	32206	29,603	27637
宅	地住宅用地	0 6 2		10,108		10,097	27,465	147,458
	非 位人非住宅 用 地 人界住	0.72		3,593	27	3,566	30,479	26640
地	北 田 七 七 七 日 七 七 七 七	0 8 2		1,916	5	1911	35,218	278358
	81	0,9,2	1302	47,957	177	47,780	30,453	278358
塩	Bi	1 0 2						,
ĝ.	泉地	1 1 2						
危	冠	1 2 2		4		4	146	146
ш	- R m W	1 3 2	162	1,210	174	1036	36	46
#	介在山林	1 4 2	2	67		67	13,684	48270
钦	24	1 5 2						
16	51	1 6 2		54	14	40	36	39
	ゴルフ場の 用 塩	1,72						
343	遊逐治等の 用 地	1 8 2		18		18	18,106	18198
25	供軌道用地	1 9 2	651	639		639	8750	17,906
ta i	その他の権権権	202	545	3074	11	3,063	21,147	102,060
	ž†	2 1 2	1,196	3,731	11	3,720	19,337	102060
そ	o ti	2 2 2	15,755			168		
	· 合 計	2 3 2	18444	62,021	384	61637	24.000	

4 9 % 8. E 11 P 2. N. J	地方公共団体	1 1	表番号 70 3		第3表 所	有者区分による土地 (法定免税点以上のも ⁽³⁾		E 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	京都 即市
地	K		所 有	2	t k	te	fá	株 進	佳 格
1 75	11 19	行希特	低 人 (人)		进 人 (人) 回	(m²) /ч	·法 人 (m²)(=)	低人(冊)(由	(A. (-=,,
	一般 田	0 1 0	12	3 22		1,329	4		· ·
Ħ	介在田·市 街化区城田	020	9		3	1.881,774	5,387	30673.862	82979
畑	一 般 炬	030		8		44363	-	2,404	
XE	介在 畑 · 市 街 化 区 城 归	0 4 0	1,12	5	11	1977,651	7,140	38718741	157,510
	住 小 規 模 住宅用地	0 5 0	2148	0	356	4,708,641	932628	131301,172	35,707,964
宅	地 住宅川地	060	7,33	8	107	1.040351	89,542	28422950	2,609,317
	非 位人非住宅 用 地 法人非住	070	2,1	94		610,068		18595501	
地	光 法人非住	080			464		L7 1.005		60259085
	2†	0.9.0	31,0	2	927	6359060	2733175	178319623	98576,366
塩	ES	100				* .			
**	泉 地	1 1 0							
池	恶	1 2 0		2		2.786		407	
ш	一般山林	1 3 0	3	37	29	783254	279471	27,389	10,751
#	介在山林	1 4 0		29	8	15859	9007	239,169	101,108
牧	相	150							
原	野	160		2	4	10,587	11404	357	441
雑	ゴルフ場の 用 地	170						2	
推	遊匯地等の 用 地	180			1		99757		1,806,207
	鉄軌道用地	190			1		167.895		1,469,078
地	その他の雑様地	200	1.1	12	141	733,984	315624	16,484,607	5,7 1689
	ät	2 1 0		-	143			16484607	8986,974
	e st	220	34,6	51.	1.1 25	11,810,647	3628860	264466668	107.916.129

7-9: 1:112 2:12	地方公共团4		表数号 20 3 8 (7)	第 3 表 所	有者区分による (法定免税) (9)	土地に関するi 点以上のもの) 00	週 (つづき)	都遊府県名 市 町 村 名	東京日野	
1	K	:	n k K	4. 20	*	ti	w,	12 🛎 to	9 66 松	
地	E W	行番号	健 人 (刊)(t)	注 人 (刊)时	鱼 人 物(9)	进 人 田口	平均 (円/m²)	循格 法人 ^以 (円/m²)	版 高 (E) (E) (E)	ik 格 ik (円/m²)(カ
	- R m	0 1 1	105 *		3 .	46	82		56 82	77
田	介在田·市 街化区城田	0 2 1	11,678,411	30464	5.056	9	16301	15404	58672	20884
畑	一般畑	0 3 1	2327		47		54	.*	82	
×=	介 在 畑・市 街化 区 城 炻	0 4 1	16322536	70581	3,857	15	19578	22060	117450	36250
	住 小 規 模住宅用地	0 5 1	29987128	8168,158	31,347	859	27.885	38.287	266408	276371
耄	地 住宅用地	061	12987958	1,206996	9,922	175	27,321	29,141	147,456	96,393
	非住宅用地 住地 法人用 地	0.7.1	17,038,745		3,566		30,481		266.408	
地	光 法人非住 地 宅 用 地	081		56022987		1,911		35219		278358
	8†	0.91	60,013,831	65398141	44,835	2,945	28042	36,067	266408	278,358
塩	EH	1 0 1								
並	泉 地	1 1 1								
杝	沼	1 2 1	407		4		146		146	
ш	一般山林	1 3 1	27.389	1,0751	821	215	35	38	46	46
#	介在山林	141	217.781	97,062	47:	20	15,081	11.225	48276	15.872
牧	場	1-5 1								
原	野	161	357	441	32	8	34	39	39	39
雑	ガルフ場の用地	171			!					
*	遊園地等の 用 地	181		(581,531	i	18		18106		18190
地	鉄軌道用地	191		1.275,121		639		8.750		17,906
"	その他の雑種地	2 0 1	14091355	4962,515	2299	764	22459	18096	102060	91800
Ш	8t	2 1 1	14.091.355	7,819,167	2,299	1,421	22459	15408	102060	91,800
	e at	2 2 1	102354499	73426607	57,004	4,633	22392	29,738		

7-9 3,617 4.12	1 1 1 1	- ド 表番号 2 8 0 4 8		表 宅地に関す 法定免税点以上のもの (2)			都適府県名 市町村名 (4)	東京都日野市
地	区别分	行番号 地	務 (m²)	决定 価格 (P) (千円)	課 枝 標 準 額 (子門)	単位当た 平均価格 (ロ) (円/m²)	. 9 価格 最高価格 (円√m²)	最高価格地の所在地番
商	繁 華 街	0 1 0 12	23	3	.£		45 55	
葉	高度商業地区	0 2 0						
地区	普通商業地区	0 3 0	147387	12820424	7,081,639	86.985	278358	<i>3</i> 摩平 1~ 2~ 13
	B†	0 4 0	147.387	12820424	7.081.639	86985	278,358	多摩 平 1 ~ 2 ~13
住	併用住宅地区	0 5 0	13235	693576	419,416	52,405	64,724	野台 4~2~1
宅	髙 紙 住 宅 地区	0 6 0	Ì	į				
地区	普通住宅地区	0.7.0	7,443,347	212625693	75,016,235	28.566	106634	1野李53~11~15
	åt	0.8.0	7.456.582	213319269	75435.651	28608	106634	野村3~11~15
I	大工場地区	0 9 0	1.170,389	42384343	37,656504	36214	54.264	1野台 1~ 23~11
X	中小工場地区	1 0 0 !	317,877	8371953	5238178	26337	56,175	日野 1532~4
地区	家内工業地区	1:10	1					
	B†	1 2 0	1.488266	50756296	42894682	34,104	56,175	母野 1532~4
村	集 団 地 区	1 3 0				•		
洗池	村落地区	1 4 0	!					
Įζ	B†	1 5 0						
觀	光 地 区	1 6 0						
	合 計	1 7:0	9,092,235	276,895,989	125411972	30454	278358	經1~2~13

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (補足調査 その1)

ナータか 1.る行の スペンチ	ŧ	地方公共団体コード						表番号		
	1	3	2	1	2	8	0	5		

(法定免税点以上のもの)

郡道府県名 東京都

									(1))		(2)		(3)		(4)		(5)
		[Z			⅓	行番号	所	有	者 数 (人)	地	積 (m²)	決	定 価 (千	格円)	課税標準額 (千円)	#	数 (筆)
			本則に	よる(価格の	4分の1)課税がなされたもの	0 10	12		115	24	28828	39	745	5512	186378	69	17680
		小		負担調整	率1.1	が適用されたもの	020			21,725		5610363		166083				32016
		規	上の	"	1. 15	"	0 3 0			8		729		46	422			10
		模住	記も	"	1. 2	"	0 4 0											
	住	生宅	以の	"	1. 25	*	0,5,0											
	ш	用	外	"	1. 3	"	0,6,0			4		1,349		13	4.176	21,756		4
宅		地		小		計	070			21,737		5,612,441		66,263	3624	37,968,908		32030
-					āt		0 8 0			21,852		5,641,269		67,009	2136	38,155,286		32206
			本則に	よる(価格の	2分の1)課税がなされたもの	0,9,0			197		9,641			3133			225
	宅			負担調整	率 1.1	が適用されたもの	1,0,0			7.267		1,119355		3072	2316	14,053,349		9.867
	-	般	上の	"	1. 15	"	1 1 0			3		139		8	625	3,803		4
		住	記も	"	1. 2	"	120											
		宅用	以の	"	1. 25	"	130											
		地	外	"	1. 3	"	140			1		758	3	73	3193	23,736		
	用			小		計	150			7,271		1120252	2	30,804	1134	14080.888		9.872
					計		160			7,468		1,129893	3	31,032	2267	14.194.954		10.097
			本則に	こよる課税が			170			312		38469		973	645	300444		401
地				負担調整		が適用されたもの	1:8:0			28992		6.729.718		196805	,	51,990268		41.883
			上の	"	1. 15	*	190					868	3	55	047	14036		14
	地	計	記も	"	1. 2	"	2,0,0											
	-		以の	"	1. 25	*	2 1 0											
			外	"	1. 3	"	2 2 0			5		2,107			369			5
				小		# 1	2:3:0			29008		6732693	3	97,06	7.758			41.902
					2 †		2,4:0			29320		6.771,162	2	198.04	1403	52350240		42,303

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (補足調査その1)

テータか あるもの カバンチ	地方公共団体コード	表番号		
	1 3 2 1 2 8	0 5		

(法定免税点以上のもの)

		_							(1)			(2)	(8)	(4)	(5)	
		D	K			∌	行番号	所	有	者 数 (人)	地	積 (m²)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆	数 (筆)
			4	に則による	果税がなさ	れたもの	250	12		7	24	947	21.461	21461	69	60 LO
	非	個		負担調整	率 1.1 が	適用されたもの	260			2185		606665		16,886,174		3546
	7	٨	上の	"	1. 15	"	270			3		2.173				8
宅		非住	記も	"	1. 2	"	280						•			
-		宅	以の	"	1. 25	"	290									
		用	外	"	1. 3	"	3,00			-2		283	30,700	19633	*	2
	住	地		小		f †	3 1 0			2190		609.121	18574.040	17017284		3,556
	"				計		3 2 0			2197		610068	18595501	17.038.745		3566
			4	即による	果税がなさ	れたもの	3 3 0			5		4,812	120,020	120020		24
		法		負担調整	率 1.1が 選	用されたもの	340			458		1704552	60,035,129	55,811,356		038.1
		A	上の	"	1. 15	"	350			4		1,641	103,936	91.611		7
	字	非住	記も	"	1. 2	"	3 6 0									
	宅	宅	以の	"	1. 25	"	3 7 0									
		用	外	"	1. 3	"	3 8 0									
		地		小		ā†	3,9,0			462		1,706,193	60139065	55902967		1.887
	ļ				Ħ		400			467		1,711,005	60259085	56,022987		1.911
	用		4	い則によるは	an entire to the		4 1 0			12		5,759	141,481	141481		34
	10.28			負担調整	率 1.1が適	用されたもの	4 2 0			2,643		2311,217	78452.040	72,697,530		5,426
			上の	"	1. 15	*	430			7		3.814	230,365	203,088		15
地		計	記も	"	1. 2	"	4:4:0							200		
			以の	"	1. 25	*	450									
	地		外	"	1. 3	*	4,6,0			2		263		19633		2
				小		ž†	470			2652		2315314	78,713,105			5443
					āt		480			2664		2321,073	78854586	73.061.732		5477

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (補足調査その1)

ナーナか おと行か ニパンナ	坤	方公	共団	体コ	- r		表	番号
	1	3	2	1	2	8	0	5

(法定免税点以上のもの)

市町村名 日野市

				-				(1))			(2)			(3)			(4	4)			(5)	
	ĸ				分	行番号	所	有		数 人)	地	積 (m²)	洪	2、定		i 格 千円)	課	税	標準	額 一円)	筆		数 (筆)
		7	は則による	課税がなさ	れたもの	°4 9 0	12			324	24	44,228	39		1.11	5,126	54		44	1925	69		435
宅	合	上の	負担調整	率 1.1 が適	用されたもの	5,00				635		9040935		27		7,382		12		7.798	1		47,309
		記も	"	1. 15	"	5 1 0				18	2000	4682				5412	1			7.124			29
		以の	"	1. 2	"	520																	
		94	"	1. 25	"	530																	*
地	81	1	"	1. 3	"	5,4,0				7		2390			23	8.069			6	5125			7
			小		Ħ	5 5 0			31.	660		9048007		27	5,78	0.863		12	4970	0.047			47,345
				計		5,6,0			31.9	984		9092,235		27	6.89	5989		12	541	1972			47.780
		2	に則による!	課税がなさ	れたもの	570				380		1,091,521			9	0598			90	598			1,084
	そ	上の	負担調整	率 1.1 が逐	用されたもの	5 8 0				850		997.988			742	9.974			515	3428			2,718
		記も	"	1. 15	"	5,90				507		348,042			8.5	2,160			7.25	8113			1.114
	0	以の	"	1. 2	"	6,0,0				_1		59				5113				.082			
		4	"	1. 25	"	6 1 0																	
	他		"	1. 3	"	6 2 0				9		5355			_13	32818			4	5,167			14
			小		計	6 3 0				367		1.351.444		2	608	0.071		2	2460	7.790			3,847
		-		#		640			_1.	747		2442965		_ 2	6,17	0.669		2	255	388			4,931
		4	即による			650				704		1.135,749				5.724			532	523			1.519
	#8	上の			用されたもの	6,6,0			32	485		10,038,923		292	68	7,356				226			50.027
		記も	"	1. 15	"	670				525		352,724				7,578		7		237			1.143
		IJ.o.	"	1. 2	"	6 8 0				_1		59				5.113			4	082			
		94	"	1. 25	"	6,9,0				_													
	#			1. 3	"	700				16		7.745				0.887				1292			21
			小		8†	7 1 0				027		10399451				0934				837			51,192
				at		7 2 0			33,	731		11535,200		303	3.06	6,658		147	1963	360			52.711

第6表 農地の負担調整に関する調(補足調査その2)

テータル あるれの みパンチ	坩	方な	共日	体コ	-	۲	表都	6号
	1	3	2	1	2	8	0	6

(法定免税点以上のもの)

#道府県名 東京都 市町村名 日野市

							(1)			(2)		(3)		(4)		(5)
	Į	<u>Z</u>		5)	行番号	所	有有	者 数 (人)	地	嵇 (m²)	決	定	価 格 (千円)	課税標準額 (千円)		董 数 (筆)
		7	本則による課税が	なされたもの	°0 1 0	12			24		39			54	69	80
		1.0	負担調整率 1.0)5 が適用されたもの	0,2,0											Name of the last o
		上の	″ 1.	"	030											
	田	記も	″ 1.	5 "	0 4 0											
_		以の	. " 1. 2	2 "	0,50			27		1 1.463			81,119	2,74	0	37
		外	小	計	0,6,0			27		11,463	1		81,119			37
般			£†		0,7,0			27	1	11.463			81,119			37
市		;	本則による課税が	なされたもの	0,8,0										-	
4-		上の	負担調整率 1.0	5 が適用されたもの	0,9,0											
街		記も	" 1. 1	"	1,00											
化	畑	170	" 1. 1	5 "	1, 1,0											
区		外	″ 1. 1	2 "	1 2 0			49		17,706			137,376	2.41	5	8
		71	小	fi	1 3 0			49		17,706			137.376		5	8
域			āt		1 4 0			40		17,7,06			137,376	241	5	8
D		;	本則による課税が	なされたもの	1,50											
		上の	負担調整率 1.0	5 が適用されたもの	1,60											
地		記も	″ 1. 1	"	1,70											
	ŝ†	以の	" 1. 1	5 "	180											
		外	" 1. 1		190			76		29,169			218495	5,15	5	118
			小	ā†	200			76		29,169			218,495	5.15	5	118
			81		2 1 0			76		29169			218495	515	5	118

第6表 農地の負担調整に関する調(つづき)(補足調査 その2)

(法定免税点以上のもの)

市町村名 日野市

							(1	1)			(2)		(3	3	(4)		(5)
	D	Z		分	行番号	所	有	者 (数(人)	地	積 (m²)	决	定	価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆	数 (筆)
			本則による課程	さがなされたもの	92,20	12				24		39			54	69	80
		上の	負担調整率 1.	05 が適用されたもの	230				3		1,329			109	105		6
		記も	″ 1.	1 "	240												
	Ħ	以の	″ 1.	15 "	2 5 0												
上		外	″ 1.	2 "	260												
		71	小	計	270				3		1.329			109	105		6
記			計		280				3		1329			109	105		6
		7	は則による課税か	ななされたもの	2,9,0												
以		上の	負担調整率 1.	05 が適用されたもの	3 0 0				18		44363			2,404	2327		47
		記も	″ 1.	1 "	3 1 0										•		
外	畑	以の	" 1.	15 "	3,2,0												
		外	" 1.	2 "	3,3,0												
o l			小	計	3 4 0				18		44363			2,404	2327		47
			8†		3 5 0				18		44363			2404	2,327		47
農		7	本則による課税 が		3 6 0												
		上の		05 が適用されたもの	3,7,0				21		45692	_		251 3	2432		53
地		記も	" 1.		3,8,0												
	計	以の	" 1.		3,9,0							_					
		外	" 1.		4,0,0							_					
			小	8 †	410	_			21		45.692			2513			53
			81		420				21		45692			2513	2,432		53

テータが ある行の みペンチ	×	达方公	共団	体コ	– r	•	表	号
	1	3	2	1	2	8	0	6

第6表 農地の負担調整に関する調(つづき)(補足調査 その2)

(法定免税点以上のもの)

都通时景名 大 八 171	 都	京	東	都道府県名
市町村名 日野市	市	野	日	市町村名

				-				(1	1)		(2)		(3)		(4)	, 4	(5)
	1	K			⅓	行番号	所	有	者 数 (人)	地	積 (m²)	决	定	価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	#	数 (筆)
		,	本則による課	税がなさ	れたもの	°4,3,0	12			24	: p-	39			54	69	80
		上の	負担調整率	1. 05 n	適用されたもの	440			3		1,329			109	105		e
		記も	~	1. 1	"	450											
	田	以の	"	1. 15	"	460											
		外	"	1. 2	"	470			27		11463			81,119	2,740		3
合		\frac{1}{1}	小		計	480			.30		12792			81,228	2845		43
				a t		490			30		12,792			81228	2,845		43
		2	は則による課	脱がなさ	れたもの	500											
		上の	負担調整率	1.05 n	適用されたもの	5 1 0			18		44363			2404	2327		47
		記も	*	1. 1	"	520											
	畑	以の	"	1. 15	"	5 3 0											
		外	"	1. 2	"	540			49		17.706			37.376	2415		81
			小		8†	550			67		62069			39780	4,742		128
				81		560			67		62069			39,780	4742		128
		- 7	* 則による課			570											
計		上の			適用されたもの	580			21		45692			2,513	2432		53
	#	記も		1. 1	"	5 9 0	-										
	at .	以の	,	1. 15		6,0,0											
		外	,,	1. 2	*	6,1,0			76		29,169			218495			118
			小	41	81	620	_		97		74.861			221008			171
				#		6 3 0			97		74,861		- 2	21008	7,587		171

第7表 特定(既適用)市街化区域農地の負担調整に関する調(補足調査 その3)

ナータか ある打の スパンチ	其	也方:	公共區	団体:	-	۲	表	香号
	1	3	2	1	2	8	0	7 ⁸

(法定免税点以上のもの)

(1)

都道府県名	東京都	
特定市名	日野市	

									(2)			107	
	区	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	sì	行番号	所	有	者数(人)	地	積 (m²)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	¥	数 筆)
	本則によ	る(価格の2分の1)課税がなされたもの	0 10	12		-	24		39	54	69	80
		負担調整率 1.1	が適用されたもの	020			415		512998	9,784870	4365412	1	1,500
	上の	" 1. 1	5 "	030						3,764010	1,000,712		4225
m	記も	" 1. 2	. "	0 4 0			·		100				
Ħ	以の	" 1. 2	25 "	0,50									
	外	" 1.3	"	0 6 0			N 10						
		小	ÉŤ	0.7.0			415		512998	9784870	4365412	I.	506
		āt		0 8 0			415		512998				506
	本則によ	る(価格の2分の1)課税がなされたもの	0,90					512000	200 4010	4,000,112	•	,200
		負担調整率 1.1	が適用されたもの	1:0;0			852		1,144920	26130,789	11,776,755	2	379
	上の	" 1. 1	5 "	1 1 0			1		6	142	62		2
畑	記も	" 1. 2	! "	120									
Ж	以の	" 1. 2	5 "	130			4.						
	外	" 1.3	"	1,4,0									
		小	ĒÌ	150			853		1,144926	26,130,931	11,776,817	2	2381
		#		160			853		1.144926		11776,817		2381
	本則によ	る(価格の2分の1))課税がなされたもの	1 7 0						e			
		負担調整率 1.1	が適用されたもの	1 8 0			1,267		1.657918	35915659	16,142,167		885
	上の	″ 1. 1	5 "	190			1		· 6	142	62		2
#1	記も	" 1. 2	"	2:0:0									
	以の	″ 1. 2	25 "	2 1 0									
	外	″ 1.3		220									
		小	8†	2 3 0			1,268		1,657,924	35915801	16,142,229	3	3,887
		81		240			1268		1657,924	3 591 5801	16142229	3	3887

第7表 特定(新適用)市街化区域農地の負担調整等に関する調(つづき)(補足調査 その3)

データがある行う	地方公	共団体コード 表番号			(法定免税点以上	(のもの)		都道府県名	東	京都
	1 3	2 1 2 8 0 7						特定市名	H	野市
-			→		(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
	区		分	行番号	所 有 者 数 (人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	肇	数 (筆)
	本則によ	る(価格の2分の1)	課税がなされたもの	2 5 0	85	73:113		77,868	69	151
	() 51	負担調整措置の適用を	受けないもの)	2:60	85			77.868		151
		負担調整率 1.1 が	適用されたもの	2 7 0	657			6,950,886		3257
	上の	1. 15	,	2 8 0	30			160735		80
⊞	a 5篇	1 . 2	,	2 9 0						
	以の	1 . 25	,	3 0 0						
	外	<i>"</i> 1. 3	,	3 1 0						
	//	小	計	3 2 0	687	1,282174		7.111.621		3337
		計		3 3 0	772	1355287		7189489		3,488
		る(価格の2分の1)		3 4 0	27	16852		18917		37
	() 51	負担調整措置の適用を		3 5 0	27	16852	189172	18,917		37
	上の	負担調整率 1.1 が		3 6 0	463	799383	12267,807	4,459,524		1,343
	記も	1. 15	,	3 7 0						
畑		1. 2	,	3 8 0						
	以の	1. 25	,	4:0:0						
	外	小 1.3	â†	410	463	799383	12267,807	4459524		1,343
	-	計		420	490	816235		4478441		1,343
	本則によ	る(価格の2分の1)	課税がなされたもの	430	112	89.965		96,785		188
		負担調整措置の適用を		4 4 0	112	89.965		96,785		188
	1	負担調整率 1.1 が		450	1,120	2053423		11410410		4600
	上の	1. 15	,	460	30			160735		80
計	き話	1. 2	,	470	- 00	20,104	3000			00
B1	以の	1. 25	,	4 8 0						
	外	1.3	,	490	-					
		小	計	5 0 0	1,150	2081.55.7	32211478	11.571,145		4,680
		ät		5 1 0	1,262	2.171522		11,667,930		4.868

第7表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(補足調査 その3)

デーあるパ	分が行の	地方公共	団体コード	表番号	3		(法定免税点以上	:のもの)			-	
3/	1			0 7	7					都道府県名	東	京都
		1 3 2	1 2 8	0 1/						特定市名	日	野市
	_				>		(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区			Э	行番号	所 有 者 数 (人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	籬	数 (筆)
		本則によ	る(価格の2	分の1)	課税がなされたもの	5 2 0	85	73.113		77,868	69	15Ϊ
			負担調整	率 1.1	が適用されたもの	5 3 0	1072	1,767,038		11316298		4,763
		上の	"	1. 15	,	5 4 0	30	28.134		160735		80
	田	記も	•	1. 2	,	550			·	*		
		以の	n	1. 25	,	5 6 0		7. 9:				
		外	"	1. 3	,	5 7 0						
合			小		āt	5 8 0	1.102	1,795,172	29,728,541	11,477,033		4843
				計		5 9 0	1.187	1.868285	30507221	11,554.901		4994
		本則によ	る(価格の2	分の1)) 課税がなされたもの		27	16852	189,172	18917		37
			負担調整	率 1.1	が適用されたもの	6 1 10	1,315	L944,303	38398596	16236279		3,722
		上の	•	1. 15	,	6 2 0	1	6	142	62		2
		記も	,	1. 2	,	630						
	畑	以の	,	1. 25	,	640		***************************************				
		外	,	1. 3	,	650						
			小		āt .	660	1/316	1944309	38398738	16236341		3,724
				計		6,70	1,343	1,961,161	38587,910	16255258		3,761
		本則によ)課税がなされたもの	680	112	89965	967,852	96.785		188
計			負担調整	率 1.1	が適用されたもの	690	2387	3,711,341	67,668,410	27.552,577		8,485
		上の	,	1. 15		700	31	28.140	458869	160,797		82
	計	おも	,	1. 2		7 1 0						
		以の		1. 25	,	720						
		外	•	1. 3	•	730						
			小		##	7 4 0	2,418	3,739481		27.713,374		8567
				at		750	2530	3829,446	69095,131	27.810.159		8755

第8表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調(補足調査 その4)

テータか まる行の みペンチ	地方公共団体コード							表番号	
	1	3	2	1	2	8	0	8	

	(1)			(2)	(8)	(4)	(5)	(6)
区	Я	行番号	課 税 標 単 額 が 1 0 万 円 末 満 の も の (7)	課 税 標 単 額 が 10万円以上11 万円未満のもの(f)	課 税 標 単 額 が 1 1 万円以上 1 2 万円未満のもの (f)	課 税 標 単 額 が 1 2 万円以上 1 3 万円未満のもの (X)	課 税 標 単 額 が 1 3 万円以上 1 4 万円未満のもの (d)	課 税 標 単 額 が 1 4 万円以上 1 5 万円未満のもの (d)
納 税 義 務 者	数 (人)	0 1 0	224	23	54	10	12	12
决 定 価	格 (千円)	020	29,608	3168	3464	4134	6055	7.049
課税標準	版 (千円)	01310	8,105	1,036	1.037	1243	1,630	1,745
総 地	th (m²)	040	60561	3003	7.387	3,440	258	4,144

	(7)	(8) (9)		00	άĐ	02
区 分行	小 計 法定免税点 未満のもの (7)+(4)+(b)+(x)+(b)	課 税 標 単 窓 が 1 5 万円以上 1 6 万円未満のもの (f)	課 税 標 単 額 が 1 6 万円以上 1 7 万円未満のもの (グ	課 税 標 準 額 が - 1 7 万 円以上 1 8 万円未満のもの (f)	課 税 標 単 額 が 1 8 万円以上1 9 万円未濃のもの(コ)	課 税 標 単 額 が 1 9 万円以上 2 0 万円未満のもの (f)
納税義務者数 (人)	1,1 277	23	14	11	56 1 O	14
决 定 価 格 (千円) Di	2¦1 53,478	5521	9.061	7.350	7,972	12126
課税標準额(千円) 0	3 1 14.796	1.723	2,306	1928	1,844	2760
能 地 航 (m²) 0	4 78.793	4781	6083	390	313	545

								03	ao	.09	.09 00		ÓS)
	2				5	D	行看号	小 計 15万円以上20 万円未満のもの (H)+の+の+(H)+(H)	課 税 標 単 額 が 2 0 万円以上 2 1 万円未満のもの(3)	課 税 標 単 額 が 2 1 万円以上 2 2 万円未満のもの (X)	課 税 標 準 額 が 2 2 万円以上 2 3 万円未満のもの (t)	課 税 標 単 額 が 23万円以上 24 万円未満のもの())	課 税 標 準 額 が 2 4 万円以上 2 5 万円未満のもの (タ)
m 和	ŧ •	ŧ	伤 =	者数	. ((人)	0 1 2	60	25	34]]	⁴⁵	13	67 77 26
决	定		伍	桥	(=	f円)	0 2 2	42030	7,781	8.961	13259	10,314	23801
课	锐	標	Ą	* 80	(=	千円)	0 32	10,561	2250	2362	3389	3059	6,356
#		地		桥	(1	m ²)	0 4 2	12,112	5897	399	581	1.293	1.035

第8表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調(つづき)(補足調査 その4)

ナータか もを打の スペンチ	地方公共団体コード	表番号
	1 3 2 1 2 8	0 8

郡道府県名 東京都

	09	(20)		(23)	(23)	20
区 分 行番号	小 20万円以上25 万円未満のもの 以+(x)+(y)+(y)+(y)	課税標準額が 25万円以上26 万円未満のもの(f)	課 税 標 単 額 が 2 6 万円以上 2 7 万円未満のもの(*)	課税標準額が 27万円以上28 万円未満のもの(分	課 税 標 単 額 が 2 8 万円以上 2 9 万円未満のもの(h)	課 税 標 単 額 が 2 9 万円以上 3 0 万円未満のもの (f)
的税载務者数 (人) ⁹ 0 1 3	76	23 16	27	45 8	56 25	67 77 36
决 定 価 格 (千円) 0 ¹ 2 ¹ 3	64,116		28.829	9714		
課税標準額(千円) 0 3 3	17.416	4,105	7145	2207	7,129	10616
继 地 積 (m²) 0 4 3	9205	9.825	1,359	446	1,176	1.937

	Ø	(26)	(27)	(29)	29	69
区 分 行番号	小 計 2 5 万円以上 3 0 万円未満のもの 分+ ()+ 分+ ()+ 分	課 税 標 単 額 が 3 0 万円以上 3 1 万円未満のもの(+)	課 税 標 単 額 が 3 1 万円以上 3 2 万円未満のもの (x)	課 税 標 単 額 が 3 2 万円以上 3 3 万円未満のもの(x)	課 税 標 単 額 が 3 3 万円以上 3 4 万円未満のもの (/)	課 税 標 準 額 が 3 4 万円以上 3 5 万円未済のもの (*)
	112	23 33	³⁴ 49	⁴⁵ 53	56 56	67 77 47
决 定 循 格 (千円) 0 2 4	128684	43 438	66850	73,746	81344	70309
課税標準額(千円) 0 3 4	31202	10,081	15474	17,227	18,788	16247
総 地 積 (m²) 0 4 4	14.743	1,955	3.043	3304	3693	3188

	GU	02	633) 634)		GS ·	(55)
区 分 行番号	小 計 30万円以上35 万円未満のもの (コ+ (対+ (バ)+ (パ)	課 税 標 単 額 が 3 5 万円以上 4 0 万円未満のもの (c)	課 税 標 単 額 が 4 0 万円以上 4 5 万円未満のもの (7)	課 税 標 単 額 が 4 5 万円以上 5 0 万円未満のもの ()	課税標準額が 50万円以上のも の (H)	숌 닭
911	12	23	34	45	56	67 77
的税载務者数 (人) 0115	238	399	672	704	21,803	24341
央 定 価 格 (千円) 0i2i5	335687	650,530	1.241.090	1,452673	368.467.987	372436275
課税標準額(fm) 0,315	77 ,817	150455	286650	334,448	174.872557	175795902
起 地 積 (m²) 0 45	15.183	38.723	63.071	73073	15213397	15518300

タ・タか あるわの ないシキ	地方公共団体コード	表番号
0	1 3 2 1 2 8	⁷ 0 9 ⁸

第 9 表 課税標準の特例等に関する調(補足調査 その5)

(法定免税点以上のもの)

京 初 市 町 村 名 日 野 市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
R	Я	地目	行番号		田(千円)	畑 (千円)	宅 地	也	その他 (千円)	計 (千円)
	***	評価額の1/2の額	0 1 0	12		23	54	45	56	67 77
	第9項	成額となる課税標準額	012 0							
法	第13項	評価額の1/2の額	0,3,0							
第	ж 13-д	被額となる課税標準額	0,4,0							
349	第14項	計価額の1/2の額	0 5 0							
条	W11.00	被額となる課税標準額	01910							
D	第16項	評価額の1/2の額	0 7 0							
3	×1.0 ×	被額となる課税標準額	0 8 0							
	第23項	評価額の1/2の額	01910							
14	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	被額となる課税標準額	1 0 0							
法第	第 21 項	計価額の1/2の額	1 1 0							
附15	,,,,	被額となる課税標準額	1 2 0							
則条	第26項	評価額の1/2の額	1 3 0							
則采	,,,	被額となる課税標準額	140							
小	21	評価額の1/2の額	1,50							
_		被額となる課税標準額	1 6 0			K1				
法	第25項	評価額の1/2の額	170							
349 条	W. 22.1%	減額となる課税標準額	1,8,0							
0	第28項	評価額の1/6の額	1,9,0							
3	W. 20.7	減額となる課税標準額	2,0,0							
合	B†	計 货 類	2 1 0							
	μι	減額となる課税標準額	2 2 0							
	月第 16 条	評 偽 類	2 3 0							
部	4 項	被額分に相当する課税標準額	2 4 0							

 地	方公	共団	体コ	- r		表	番号
1	3	2	1	2	8	1	0 8

第 10 表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

(補足調査 その6)

東京都

日野市 Th B) 41 % (7) (2) (3) (5) (1) (4) 嵇 决 定 価 格 単位当たり価格 7 分 行番号 行番号 法定免税点 法定免税点 法定免税点 法定免税点 平均価格 最高価格 評価総地積 総 未満のもの 以上のもの 未満のもの 以上のもの (千円)(口) (千円) (千円) (1) (円/m²) (円/m²) (m2)(1) 7413 0 1 1 12 0 1 0 12 介 在 田 7413 168501 28100 22730 168501 15 在 0:2:0 5924 0, 2, 1 150.965 150965 25484 34050 5924 24866 0 3 1 0:3:0 宅地介在山林 24866 340277 340277 13684 48276 **泰地等介在山林** 0 4 0 0: 4: 1 512998 0 5 1 0:5:0 既 適用 分 512998 9784870 9.784.870 19074 58672 1,355,287 0 6 1 新適用分 0:6:0 173 1355460 20724186 1835 20.722351 15289 21.000 11,463 0 7 1 0:7:0 上記以外 11463 81,119 81,119 7.077 8.680 5 0:8:0 1879748 0 8 1 計 173 1.879921 30590175 1.835 30.588340 16272 58672 1144926 0 9 1 0:9:0 既適用分 26130931 26130.931 22823 1144926 117450 816235 1 0 1 1:0:0 X 新適用分 16 15261 20.890 816251 12457210 231 12456979 17,706 1 1 1 上記以外 1:1:0 坺 17,861 155 138500 1,124 137,376 7,754 9.082 1 2 1 1:2:0 計 1978867 1355 38725286 19568 1979.038 171 38,726,641 117450 1:3:0 既適用分 1657924 1 3 1 21,663 117,450 1,657,924 35915801 35915801 新適用分 1:4:0 2171522 1 4 1 189 2,066 33179330 15279 21,000 2.1 71.711 33181396 1 5 0 29169 1 5 1 上記以外 29324 155 219.619 1.124 218495 7.489 9.082 3858,615 1 6 1 1:6:0 計 3.858959 344 69316816 3.190 69313626 17.963 117450

第 10 表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調(つづき) (補足関査 その6)

データか ある行の スペンナ	:	地方	公共	団体	:=	- 1	*	表	番号
	1	3	2	1		2	8	1	oʻ

和通用県名 東京都 市町村名 日 野 市

				> (8)	(9)	00	61)	02	(13)
				課	悦 標 当	植	#		数
[<u>z</u>	分	行番号	卷 類	法定免税点	法定免税点	# #	法定免税点	法定免税点
				(千円)	未満のもの (千円)	以上のもの (千円)	(筆)	未満のもの (筆)	以上のもの(筆)
介		在 田	0 1 2	151234	25	151,234	34	54	63 71
介		在 畑	0 2 2	135444		135444			30
宅	地 介	在山林	0 3 2	314,843		314843	67		67
農士	也等	介在山林	0 4 2						
		既適用分	0 5 2	4365412		4365412	1506		1,506
	H	新適用分	0 6 2	7189770	281	7189489	3493	5	3488
市		上記以外	0 7 2	2740		2740			37
街		小 計	0 8 2	11,557,922	281	11557641	5036	5	5031
化		既適用分	0 9 2	11.776817		11,776,817	2381		2381
区	畑	新適用分	1 0 2	4478523	82	4478441	1382	2	1,380
域	~	上記以外	1 1 2	2434	19	2415	82	1	81
· ·		小 計	1 2 2	16257,774	101	16257673	3845	3	3842
		既適用分	1 3 2	16,142229		16.142229	3887		3,887
地	ā†	新適用分	1 4 2	1 166 8293	363	11,667,930	4875	7	4868
	"	上記以外	1 5 2	5174	19	5155	119	1	118
		8†	1 6 2	27815696	382	27.815314	8.881	8	8873

第10表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調(つづき) (福足調査 その6)

4-95 5-615 5-615	ţ	也方:	公共日	体コ	- F		表	番号
	1	3	2	1	2	8	1	0

			_		_;	>	0.0		0.9		06	97			08			.09
								納		税	義	務	ź	者		数		
	区	分	行	番号	3		各	D	X 5	分	別	市街化区域	建地に併	る実数	(法定	免税点	未満の	のを含む。)
						総	数(人)	法治	定免税点のもの	(人)		田・畑別	(人)	適用	X	分 別 (人)	全	体 (人)
介		在 田	°O	1	3 12	2	20	21			20							
介	•	在 畑	0	2	3		27	7			27							
宅	地:	介在山林	0	3	3		37				37							
虚	地等	介在山林	0	4	3													
		既適用分	0	5	3		415	5			415							
		新適用分	0	6	3		697			5								
市	田	上記以外	0	7	3		27				27							
街			0	8	3	i k	75.0	1				39	957					
化		既適用分	0	9	3		852				852							
区	畑	新適用分	- 1	0			469			2	467							
	~	上記以外	1	1	3		50)	49							
域			1	2	3		A.A. Julify March				egyla Holy	1	125					
限	既	適用分	1	3 ;	3									48	1	.042		
地	新	i 適 用 分	1	4	3											930		
]:	:記以外		5												74		
			1	6	3	100									A THE	5-2.	57	1540

(注) 17~19 川の各間の数値は、14 列の数値の単純合計数値ではない。

第11表 昭和61年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調(補足調査 その7)

									都道府県名	東	京都	
データ: ある行 みパン	がの	地方	公共団体コ	л — F	表番号				市町村名	日	野市	
3,089	7		0 1	0 0	7 1							
		1 3	2 1	2 0								
	_		18		>							
				(1)		(2)	(3)	(4)	(5)		(6)	
	***				(1)	昭和61年度分課	左に係る昭和60	9th 422 Mr 24 444	1人当たり	課税標準	額	
行	番	号	地	積	(m²)	税標準額 (千円)(イ)	年度分課税標準額 (千円) (ロ)	約 税 義 務 者 数 (人) ()	(円) (日)	(D)	(円) (#)	
9			12			24	37	50 57				
0	1	0			484	2494	2,161	15	166267		144.06	57

第12表 昭和62年度においても本則課税とならない土地に関する調(補足調査 その8)

(法定免税点以上のもの)

データか ある行の みパンチ	地	方公	;共E	田体	– c	۲	表	番号
	1	3	2	1	2	8	1	2

 東京都

 市町村名
 日野市

				>			(1	l)					(2)				(3))			,	(4)					(5)		
	区		分	行番号		所	有:	者は	女 ()			地		積 (m³)			決定	至 位	西格 (千円)			課税	標準(額千円))		筆	(数 筆)	
	+	住		0 1 0	12						24					39					54					69				80
宅	宅	宅用		0,2,0																										
t		地	小 計	0 3 0																										
		辈	個人非住宅用地	0 4 0																										
地		非空用地	法人非住宅用地	0:5:0																										
1 1	地	地	小 計	0 6 0																										
等		L	ā†	0 7 0														_								_				
		- -	の他	0 8 0						8					4,994					851					735	1				12
	-	合	ă†	0 9 0						8					4.994					851					735					12
	市	一段市街化	畑	1 0 0						27	-				1,463					.119					2740					37
	街	作廳	計	1 1 0						49	_				7.706					376					415					81
農	化		E	1 3 0						76	-				9,169				218	495	-				155	-				18
展	区	建 区	畑	1 4 0							-															-			-	-
	域	氏连用市街	8†	1 5 0		-				-	-		-				-									-				-
	農	新此	H	1 6 0	_																									
	地	新進用市街		1 7 0																										
	理	街路	ā†	1 8 0														-												
	車	農縣	B	1:9:0																					-					
	花	農地以外の	畑	2 0 0					*																	T.				
	玻	6	計	2 1 0																										
地		合		2 2 0						27					11,463				8	1119				2	2,740					37
				2 3 0						49					7,706				137	.376				2	415					81
		at	8 †	2 4 0						76					29169					495					155					18

昭和60年度 家屋に関する概要調書報告書

市町村名 日野市

o記入上の注意

各関査表の大線の枠内の数値は、電子計算機によって集計するので、下記事項に留意のうえ、 記入すること。

- 1. 調査表には、複写がとれるよう黒鉛筆「HB」又は「B」で記入すること。
- 2. 数値は、ていねいに記入すること。 良い例 123456789 悪い例 733456789
- 3. 該当のない項目標は空標とし、ハイフン(-)、ゼロ(0)等は記入しないこと。
- 4. 単位の誤りのないよう注意すること。

- 「ノーパンチ表番号一覧表」と「データがある行のみパンチ」の欄については、毎に注意して記入すること。
- (f) 表内にデータが全くない場合は、表全体に大きく×印を書き、「ノーバンチ表書号―覧表」(「昭和60年度表更調書報告書(土地・家屋・都市計画税)」の「ノーバンチ表番号―覧表」をいう。以下同じ。)の数当表番号の下の螺に〇印を書くこと。
- 対表内にデータが極少の場合は、団体コードの左の「データがある行のみパンチ」の下の 空機に必ずの印を書き。「ノーパンチ表書号一覧表」の試当表書号の下の機にの印を書く こと。
- (*) 同一表番号で数表にわたるもののうち無データ又は極少データの表がある場合の当該表の取扱いは、(4) 又は(中)の取扱いと同様である。

データが ある行の みパンチ	地	方公	共同	日体	- c	۲	表着	号
	1	3	2	1	2	8	['] 2	18

第21表 納税義務者数に関する調

				(1)		(2)	(8)
個人住人の別	Z H	行番号	器	数 (A)	法 5	を 税 点 のもの以	法定免税点以上のもの (f) - (a) (A)
•	٨	0 1 0	12	z6.727	20	339	26.388
法	٨		55	650	45	7	643
1	t		58	27.377	66	346	27.03/

7-95 halio have	,	地方	公共	団体	–	۴	表	香号
	1	3	2	1	2	8	2	2

第22表 皓 括 表

#####東京都 #町##日野市

											(1)				(2)		(3)			(4)				
	Z				Э		fī	番号		所	有	* 1	e W	標	数	床	面	積 (m¹)	. 20	定任	新 格 (千円)	単位当たり価格(円)	指示平均価額 (円)	単位当たり価格 指示平均価額 (%)
*		#				数	0	1 0	12 Ø		25	.7	59	20 ©	28.820	28 60 2.	359	.885	# 95	8.46	1.85/	24.773	24.880	100
造		法未	定満	免の	税も	点の	0	2 0	0			33	50	€0	349	0	//	.914	⊕	,	4.137	1.187		
12		法以	定上	免の	税も	点の	0	3 0	Ø		25	. 4	09	9	28.471				1	8.44	7.714	24.893		
木		æ				数	0	4 0	Ø		8	.7	22	Ø	10.217								36.466	101
木造以外		法未	定清	免の	税も	点の	0	5 0	Ф					∌	10	®		123	8		625	5.081		
57.		法以	定上	免の	税も	点の	0	610	Ø		8	.71	12	9	10.207	92.	128		1	8.54.	5.681	36.899		
		Ħ				数	0	7 0	0		35	4.4	81		39.037	Ø4.	488	3.682	⊕ /s	7.00	8.157	30.523		
£t		法未	定清	免の	秋	_	_	8 0				3	60		359	6	1	2.037	9		4.762	1.226		
		法以	定上	免の	秋	点の	0	910	0		34	4.1.	2/		38.678	4.	476	.645	(E)	6.99	3.395	30.602	(参考)	
	非	課	稅	8	£		1	0			<u></u>				151		71	.809		_			実際免税点の額	80.000 P

ナータが ある行の みペンチ	ţ	也方	表番号					
	1	3	2	1	2	8	⁷ 2	3

第23表 所有者区分による家屋に関する調

₩ 東京都 市町村名日野市

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	
	区分		行番号		個人が所々	する家屋		法人が所有する家屋				
L			打盤写	棟 数	床 面 積 (m [*])	決定 価格 (千円)	単位当たり価格 (円)	棟 数	床面積(㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり価格 (円)	
木	糕		数	0 1 0	28.189	2.279.838	31		631	80.047	1.273.055	15.904
	法定未満		税点しの	0 2 0	344	11.804	13.954	1.182	5	110	183	1.664
造	法 定以 上	免の	税点	0 3 0	27.845	2,268,034	57.174.842	25.209	626	79.937	1.272.872	15.923
木	概		2 2	0 4 0	8.089	681.172	30.403.217	44.634	2./28	1.447.625	48.143.089	33.257
造以	法定未清	0	税点の	0 5 0	8	108	494	4.574	2	15	131	8.733
外	法定以上	免の	税点の	0 6 0	8081	181.064	30.402.723	44.640	2.126	1.447.610	48.142.958	33.257
	椎		数	0 7 0	36.278	2.961.010	87.592.013	29,582	2.759	1.527.672	49.416.144	32.347
. fit	法定未清	0	税点の	0.8:0	352	11.912	14.448	1.213	7	125	314	2.5/2
	法定以上		税点の	0,9:0	35.926	2.949.098	87.577.565	29.696	2.752	1.527.547	49.415,830	32,350

Б	,	I				行备号			合					Ħ	
L	2			Ð		1111175	棟	20	床	面	積 (㎡)	决	定 価	格 (千円)	単位当たり価格 (P.
木	键				t	0 1 1	12	28.820	20 え・・	35%	885	31 58	.461	85/	24.773
	法未	定満	免の	税	点の	0 2 1		349		11.	914			137	1.187
造	法以	定上	免の	税も	点の	0 3 1		28.471	ړ.	347	.971	58			24,893
*	紐				数	0 4 1		10.217	١,	128	.797	78	.546	.306	36.897
造以	法未	定満	免の	税も	点の	0 5 1		10			123			625	5.081
外	法以	定上	免の	税も	点の	0 6 1		10.207	2	./28	.674	78	.545	188	36.899
	æ				数	0 7 1		39.037	4	,48	8,682	137	1.008	157	30,523
Bt	法未	定満	免の	税	点の	0 8 1		359			.037			762	1,226
	法以	定上	免の	税	点の	0 9 1		38.678	4	476	5.645	136	993	395	30.602

データが ある行の ムペンナ	ţ	也方名	以共	団体	7	۴	表番号	
	1	3	2	1	2	8	2	4

第24表 木造家屋に関する調(その1)

東京都 # 10 11 12 日野市

					•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	\	Z		3	行	所	有 者	8 3	棟	*		
8	量の	19	9	_	番号	裁 数	法定免税点 未満のもの (人) (d)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (1) - (미(人)(-)	€ £ (±)	法定免税点 未満のもの 出	法定免税点 以上のもの (ロー)均 (4)	
章	用		隹	宅	0,10	19.647	174	19.473	⁴² 22.743	175	22.568	
;#5 [司 住	宅	• 寄	宿舎	0 2 0	1.255	,,,	1.254	1.464	//3	1.463	
Ø#	住	*	部	分 1	0 3 0	1.256	12	1.244	1.353	/2	1.341	
用 住				部分2	0 4 0	863	4	859	897	4	893	
宅	(1+	2) 計	(棟数に1の数	ついては) 値を記入)	0:5:0	2.119	16	2.103	1.353	12	1.341	
桑	家		住	宅	0.6.0	176	18	158	178	18	160	
费	蚕		住	宅	07.0							
漁	菜	者	住	宅	0 8 0			0				
普 通	旅館	• 1	4 亭。	符合1	0.9.0	4		4	12		/2	
ホテ	ル・簡	易旅	館・団	体旅館	1 0 0	1		1	1		1	
*	務	所	• #	行	1 1 0	147	/	146	165	,	164	
店				舖	1 2 0	180	16	164	184	16	168	
劇	場	•	映 画	前 館	1 3 0							
公	衆		裕	場	1 4 0							
病				院	1 5 0	//		//	12		12	
I				場	1 6 0	7-5	4	119	149	4	145	
*				*	1 7 0	128	7	121	144	7	137	
±	-		T	R	1 8 0	75	8	67	80	8	72	
付属	家(乾	製物を	蚕室・た	(۲۵ ا	190	1.893	105	1.788	2.335	107	2.228	
合				B†	2 0 0	0 25.759	350	€ 25.409	€ 28.820	\$49	® 28.471	

ナータが ある行の みペンナ	Ħ	方公	共臣	团体	- c	۴	表	番号
	1	3	2	1	2	8	2	4

第24表 木造家屋に関する調(その2)

								(7)	(8)	(9)	00	20	02			
	\		Z		3	Э	行	床	76	表	换	定 备	**	単位	当たり自	格
*		0	*	S	\		号	能 数 (㎡) ^(ト)	法定免税点 未満のもの (m²)	法定免税点 以上のもの (ド) — (H) り) (㎡)	能 数 (千円)	法定免税点 未満のもの (4円)	法定免税点 以上のもの (X) - (A) (5) (TP ()	(円) ^(対)	SE (円)	(力) (切) (円)
專		Ħ.	1	住		皂	0 1 1	1.862,240	7.092	1.855.148	49.738,627	8:380	49.730.247		1.182	
共	同	住	皂	. 1	子宿	*	0 2 1	207.850	75	207.775	4.916.585	76	4.916,509	23.654	1.013	23.663
Ħ	É	ŧ	皂	8	B	分1	0 3 1	110.889	697	110.192	2.028.785	483	2.028.302	18.296	693	18.407
用住	-	その	他の	用	の部	分2	0 4 1	36.872	47	36.825	192,322	45	792.277			21.515
宅			(1	+ 2) #	t	0 5 1	147.761	744	147.017		528	2.820.579			19.185
典		8		住		宅	0 6 1	23.344	1.169	22,175	51.128	667	50.461			2,276
. *		3	ŧ	住		宅	0 7 1									
漁		*	者	É	ŧ.	笔	0 8 1			·						
#	Ā	族質		科亭	• #	* 合	0 9 1	830		830	16.052		16.052	19.340		19,340
4:	テル	· 10	易於	館・	団件	族館	1 0 1	160		160	1.807			11.294		11,294
*		務	所		袋	行	1 1 1	11.209	51	11.158	219.342	59	219.283		1.157	
店						輔	1 2 1	12,243	444	11.799	197.75.9	665	197.094			16.704
F]		場		昳	I	饄	1 3 1		•		111111					
Ω		*	ŧ	좜		場	1 4 1									
病						院	1 5 1	2.322		2,322	20.497		20.497	8,827		8.827
I						場	161	27.928	23/	27.697	132.705		132,481	,	970	4.783
ŧ						*	171	13.369	193	13.176	61.184		60.877			
±							1 8 1	3.079	284	2.795		320	6.257			2,239
付	馬家	(乾	最合	・蚕皇を含む	· tald	(2)	1 9 1		1.631	45.919	278.48/		275.570			
e						21	2 0 1	2.359.885	0 11.914	6h	\$8.461.851	8	0			24.893
				-				10			,			,,,		家 — 5

ナータが ある竹の みペンチ	地	方公	共団	-	۴	表	番号	
0	1	3	2	1	2	8	2	5 ⁸

第25表 木造以外の家屋に関する調 (1) 事務所・店舗・百貨店

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
E #	行	所	有者	81		棟			t	
		# B	法定免税点	法定免税点	EE.	at a	法定免税	点未満のもの	法定免税,	以上のもの
構造 別	7	(A) (f)	未満のもの (人) ^(c)	以上のもの (1) - (1) (1) (1)	棟 数	主たる用途 以外の模数	推動	主たる用途 以外の棟数	旗 数 (3)—(3) (2)	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 0	2/	19	2/	*3 #3	40	Ø.	54	61 43	68 74
鉄 筋 コンクリート造	0 2 0	199		199	228				228	
鉄 骨 造	0 3 0	284		284	32/				32/	
	0 4 0	144		142	178				178	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 0	29		29	34				34	
そ の 他	0 6 0				(*					,
8†	0 7 0	675		675	804				804	

	\rightarrow									
		ad	Q1)	02	03	0.0	05			
区分	行	床	面	₹	决	定 価	格	単位当	t b	価 格
博造別	看号	裁 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (ト)ー(ナ) (リ)	## ## (x)	法定免税点 未満のもの (A)	法定免税点 以上のもの (X)-(A) (7)	(R) (F) (7)	(H) (H)	(y)
	10 1 1	(m²) (17	(m²)	(m²)	(刊)	(刊)	(刊)	(円)	(円)	(円)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 1	29.601	25	29.60/	2,458,441	36	2.458.441	83.053		83.053
鉄筋 コンクリート造	0 2 1	138.049		138.049	8.292.165		8.292.165	60.067		60.067
鉄 骨 造	0 3 1	90.167		90.167	5,405,916		5.405.916	59.954		59.954
軽量鉄骨造	0 4 1	14,214		14.214	293.359		293.359	20.639		20.639
れ ん が 造 コンクリートプロック造	0 5 1	4.910		4.910	87.809	N.	87.809	17.884		17.884
その他	0 6 1						·			
81	0 7 1	276.941		76.941	16.537.690		16.537.690	59.716		59.716

ナータが ある行の みペンチ	地	方公	共団	体コ	- 1	•	表有	番号
0	1	3	2	1	2	8	2	68

第26表 木造以外の家屋に関する調(2) 住宅・アパート

3 3 所明 4 東京都 市町 11 名日野市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(R)	(9)
区分	行	所	有 者	t		棟		,	tx .	
	番	舒	法定免税点	法定免税点	€E	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構 造 別	号	ω ⁽¹⁾	未満のしの (人) ^(円)	以上のもの	棟 数 (=)	主たる用途 以外の複数	棟 数	主たる用途 以外の複数	棟 数 (A)—(A) (A)	主たる用途 以外の棟数
鉄青鉄筋=ンクリート造	0 1 0	577	19	577	587	40	47	54	587	65 7
鉄 筋 コンクリート造	0 2 0	2:877		2.877	3.277				3.277	
鉄 骨 造	0 3 0	739		739	766				766	
Warrant and the same of the sa	0 4 0	1.302	2	1.500	1.543		2		1.54/	
れ ん が 造 コンクリートプロック造	0 5 0	145		145	315				315	
そ の 他	0 6 0									
81	0 7 0	5.840	え	5.838	6.488		ス		6.486	

	→	90	01)	02	03	0.0	05		
区分	行	床	産	秩	换	定 価	格	单位当	たり 価格
挥 造 別	番号	€ ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ±	法定免税点 未満のしの (m ⁵)	法定免税点 以上のもの (ト)ー(チ) (ソ)	能 む (x) (开7)	法定免税点 未満のもの (A)	法定免税点 以上のもの (ス)ー(A) (タ) (千円)	(元) (付) (円)	(元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 1	The state of the s	25	66.106	2,680.525	56	2,680.525		40.549
鉄 筋 コンクリート造	0 2 1	682.150		i	23.839.215		23,839.215		34947
鉄 骨 造	0 3 1	79.100		79.100	4.201.123		4.201.123	1	53,112
	0 4 1	160.106	51	160.055	6.125.209	137	6.125.072	38.257	2.686 38.269
れ ん が 造 コンクリートプロック造	0 5 1	53.152		53.152	898.287		898.287	16.900	16.900
そ の 他	0 6 1								
Bt	0 7 1	1.040.614	51	1.040.563	37.744.359	137	37.744.222	36.27/ 2	2.686 36.273

ナータが ある行の みペンチ	地方公共団体コード	表番号
0	1 3 2 1 2 8	² 7 ⁸

第27表 木造以外の家屋に関する調(3) ホテル・病院

##用#4東京都

					(1)	(2	?)	(3)	(4)		(5)	16)	(7)	(R)	(9)
	区分		行		所	有	者	20			棟			1	故	
			番		提 数		免税点	法定免税点	æ		a t	法员	免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
挥 造	Rij		号		(A) (II)	未満 (人	のもの (*)	以上のもの (1) - (ロ) (4)	技工	(-)	主たる用途 以外の複数	棟	数份	主たる用途以外の複数	神田田で	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋:	コンクリートi	ž (1	0	12	19		26	55	,	40	47		54	61	68 74
鉄筋コ	ンクリートi	it (2	0	33			૪૩	y	6			16		36	
鉄	# ;	造 (3	0	8			8		8					8	
軽 量	鉄骨			0	6			6		6					6	
れ んコンクリー	, ・ が ートプロック	造造) 5	0	4			4	4	4					4	
ŧ	o 1	他	0 6	0												
	B†		0 7	0	52			52	55	5					55	

	\rightarrow								
,		90	01)	02	03	00	0 5		
Σ <i>θ</i>	行	床	面	務	决	定 価	格	単位当た	め価格
樗 造 別	看号	(量) (1)	法定免税点 未満のもの (m²)	法定免税点 以上のもの (ト)ー(テ)・(リ) (m²)	能 数 (x) (开)	法定免税点 未満のもの (A) (千円)	法定免税点 以上のもの (ス)ー(A) (カ) (千円)	(元) (方) (円) (円) (円)	(円) (三)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 1		25	34 98	9.018	56	9.018	92,020	92,020
鉄 筋 コンクリート造	0 2 1	14.210		14,210	746.427		746.427	52,528	52,528
鉄 骨 造	0 3 1	1.796		1.796	109.631		109.631	61.042	61.042
	041	2,164		2,164	38.695		38.695	17.88	17.88
れ ん が 造 コンクリートプロック造	0 5 1	1.041		1.04/	11.880	,	11.880	11.412	11.412
そ の 他	0 6 1				ii .				
Bt	0 7 1	19.309		19.309	915.651		915,651	47.42/	47.42

7-70 地方公共団体コード 表番号 〇 1 3 2 1 2 8 2 8

第28表 木造以外の家屋に関する調(4) 劇場・娯楽場用等のホール型維物

明 # 4 日野市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	. (7)	(8)	(9)
Œ A	行	所	有者	ā		椎		1	th .	
	#	联 数	法定免税点	法定免税点	æ	22	法定免税点	は未満のもの	往安免税点	以上のもの
構造別	号	(A) ⁽¹⁾	未満のもの	以上の6の	技数	主たる用途 以外の複数	横数	主たる用途 以外の複数	は、なり、	主たる用途 以外の検数
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 0	12	19	26-2	53	40	47	SI	61	68 74
鉄筋コンクリート造	0 2 0									
佚 骨 造	0 3 0	/		/	1				1	
軽量铁骨造	0 4 0									
れ ん が 造 コンクリートプロック造	0 5 0									
そ の 他	0 6 0									
· #I	0 7 0	/		/	1				/	

		→	Q Q	01)	02	0.39	0.6	09			
-	E #	fī	床	5	费	茯	定 賃	格	単位	当たり	価 格
	传报别	春号	在 数 (m²)	法定免税点 未満のもの (m²)	法定免税点以上のもの(ト)ー(デ) (ソ)	能 # (x)	法定免税点 未満のもの (A)	法定免税点 以上のもの (ス)-(A) (カ) (千円)	(元) (円)	(州 (州 (州)	(円) (円)
	鉄骨鉄幹コンクリート造	0 1 1		23	34	45	56	67 77			
	鉄筋 コンクリート造	0 2 1						,			
	鉄 青 造	0 3 1	150		150	2.403		2.403	16,020		16.020
	野 景 鉄 青 造	0 4 1									
	れ ん が 造 コンクリートプロック 港	0 5 1									
	そ の 他	0 6 1									
	B†	0 7 1	150		150	2,403		2,403	16.020		16.020

ナータが ある行の みペンチ	地	方公	表	香号				
0	1	3	2	1	2	8	2	9

第29表 木造以外の家屋に関する調

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
E 3	行	1%	有 者	8 1	.6	棟			t t	
	*	# # 2	法定免税点	法定免税点	軽	2 2	法定免税点	未満のもの	法定免税。	は以上のもの
構造別	号	(A) ^(f)	未満のもの (人) (円)	以上のもの(人)	技 数(二)	主たる用途 以外の複数	模数	主たる用途 以外の複数	横 数 日一出 4	主たる用途 以外の複数
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 0	12	19	24); 入	40 	17	54	61	68 74
鉄 筋 コン クリート造	0 2 0	5		5	5				5	
鉄 骨 选	0 3 0	4		4	4				4	
軽 景 鉄 青 造	0 4 0									
れ ん が 造 コンクリートプロック造	0 5 0						ľ			
その他	0 6 0									
Bİ	0 7 0	11		11	11				11	

	\rightarrow									
		10	av	02	03	44.	09			
区分	行	床	àta	橑	决	定 循	格	単位:	当たり	価 格
構造 別	番号	使 数 (m ^t)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点 以上のもの (ト)ー(f) (リ) (m²)	総 む (x) (千円)	法定免税点 未満のもの (A)	法定免税点 以上のもの (x)-(A) (y) (和)	(A) (b) (知)	<u>(4)</u> (5) (円)	(円)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 1	1.874	25	1.874	207.267	56	207.267	110.601		110.601
鉄 筋 コンクリート造	0 2 1	4.311		4.311	256,325		256.325	59.458		59.458
铁 骨 造	0 3 1	1.651		1.651	157.822		157.822	95.592		95,592
軽量 鉄骨造	0 4 1									į .
れ ん が 造 コンクリートプロック造	0 5 1									
その他	0 6 1									
, Bt	0 7 1	7.836		7.836	621.414		621.414	79.302		79302

7-750 地方公共団体コード 表番号 ○ 1 3 2 1 2 8 3 0 0

第30表 木造以外の家屋に関する調 (6) 工場・倉庫

都通用果名東京都 市町村名日野市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
Ø A	行	所	有 者	2	(4)	棟	(6)		to to	(9)
樗 造 别	番号	総 数 (人) ⁽¹⁾	法定免税点 未満のもの (人)	法定免税点 以上のもの (イ)ー(ロ) (4) (人)	裁数	数 主たる用途 以外の複数	法定免税点 接 数 份	主たる用途 以外の模数	在定免税点 模 数 (3-(4) (2)	以上のもの 主たる用途 以外の模数
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 0		19	25 9	18	40	47	54	18	68 74
鉄筋コンクリート造	0 2 0	39		39	111				111	
铁 有 造	0 3 0			190	404	,			404	
	0 4 0	201	/	200	306		/		305	
れ ん が 造 コンクリートプロック造	0 5 0	46		46	84				84	
そ の 他	0 6 0	5	,	5	10				10	
* 8t	0 7 0	490	/	489	933		/		932	

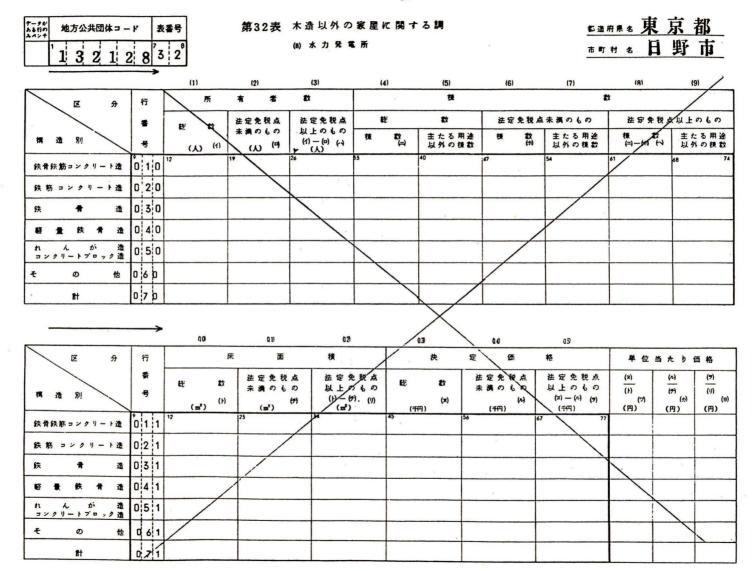
		90	av	02	0.3	0.0	05	,		
Z 9	行	床	面	穣	决	定 価	格	单位	当たり	価 格
構造別	香号	钱 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (ト)-(ガ (ソ)	## ## (x)	法定免税点 未満のもの (A)	法定免税点 以上のもの (ス)-(ハ)(ラ)	(x)	(x) (x)	(3)
	•	(m²) (F)	(m²)	(h) — (f) (y)	(千円)	(冊)	(千円)	(円)	(円)	(円)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 1	137.747	25	137.747	6.031.710	56	6.031.710	43.788		43.788
鉄 筋 コンクリート造	0 2 1	194.348		194.348	5,861.681		5.861.681	30.161		30.161
	0 3 1	287.868		287.868	6.045.197		6.045.197	21.000		21.000
	0 4 1	24573	7	24.566	317.354	54	317.300	12.915	7.714	12.916
れ ん が 造 コンクリートプロック造	0 5 1	3.299		3.299	56.727		56.727	17.195		17.195
そ の 他	0 6 1	1.377		1.877	10.987		10.987	7.979		7.979
2t	0 7 1	649.212	7	649.205	18.323.656	54	18.323 602	28,224	7.714	28.225

ナータが おる行の みペンナ	地方公共団体コード	表番号
0	1 3 2 1 2 8	3 1

第31表 木造以外の家屋に関する調(7) 市 場

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
区分	行	所	有 者	E t		枝		1	žt .	
	4	# t	法定免税点	法定免税点	æ	t	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構 造 別	号	(A) (f)	未満のもの (人)	以上のもの(イ) - (ロ) (イ)	技数	主たる用途 以外の棟数	核 数 (分	主たる用途 以外の模数	模 数 臼-田 N	主たる用途 以外の複数
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 0	12	19	2.1	33	40	47	54	61	6B 74
鉄 筋 コン クリート造	0 2 0									
铁 有 造	0 3 0	1		1	1				/	
好 量 鉄 骨 造	0 4 0									
れ ん が 造 コンクリートプロック造	0 5 0									-
そ の 他	0 6 0									
ži	0 7 0	1		/	1				/	

		no	αn	02	03	0.0	05			
Z 9	行	床	面	₹ŧ	换	定 価	格	単位≐	当たり	伍 格
構 造 別	香号	能 数 (m²) ^(h)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点以上のもの(ト)ー(サ)・(ワ)	徒 む (x)	法定免税点 未満のもの (A)	法定免税点 以上のもの (x)-(x) (ガ (fff)	(A) (A) (A)	(A) (A) (A)	(7) (3) (円)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 1	12	23	34	45	56	67 77			
鉄筋 コンクリート造	021									
鉄 骨 造	0 3 1	922		322	5.356		5.356	16.634		16.634
軽 景 鉄 骨 造	0 4 1									
れ ん が 造 コンクリートプロック造	0 5 1									
	0 6 1									
81	0 7 1	322	2 V 4	322	5.356		5.356	16.634		16.634



ナータが ある行の みペンチ	地方公共団体コード	表番号
0	1 3 2 1 2 8	3 3

第33表 木造以外の家屋に関する調(a) その他

市町村名日野市

	_				4.3	4-1			16)	403
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
区分	行	所	有 者	数		棟		;	tt .	
	4	能数	法定免税点	法定免税点	Æ	E t	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構 造 別	号	(A) (1)	未満のもの (人) (円)	以上のもの (ハ) (人)	技 数(二)	主たる用途 以外の棟数	模数	主たる用途 以外の棟数	は一生で	主たる用途 以外の模数
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 0	14	19	14	33 20	40	47	54	20	65 74
鉄 筋 コンクリート造	0 2 0			738	783				783	
鉄 捐 造	0 3 0	118		118	173				173	,
	0 4 0	369	٠	366	436		3		433	
れ ん が 造 コンクリートプロック造	0 5 0	406	4	402	502		4		498	
そ の 他	0 6 0	7		7	. 10				10	3
£ †	0 7 0	1.652	7	1.645	1.924		7		1.917	

	\longrightarrow									
		10	αn	02	03	0.0	05			
E #	行	庆	匝	積	决	定 価	格	単位	当たりん	西 格
	看	糕 数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	(x) (h)	(x)	(7)
構 造 別	号	(m²) (t)	(m²)	(h) - (f) .(l)) (m ²)	(x) (千円)	(µ) (∏ 1)	(x) — (u) (y) (千円)	(円)	(円)	(円)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 1	29.459	25	29.459	1.568.165	56	1.568.165	53.232		53.232
鉄 筋 コンクリート造	0 2 1			51.024	1.747.611	7	1.747.611	1		3K25
鉄 骨 造	0 3 1	31.261		31.261	763.704	T.	763.704	1		24.43
努 景 鉄 骨 造	0 4 1	15.300	36	15.264	205.709	187	205.522	i		
れ ん が 造 コンクリートプロック造	0 5 1	6.846	29	6.817	109.275	247	109.028			1
その他	0 6 1	523	•	523	1.313		1.313			2.511
Bt	0 7 1	134.413	65	134.348	4.395.777	434	4.395.343	32.704	6.677	32.71

ゲータが ある行の みペンチ	地	方公	•	表	番号			
0	1	3	2	1	2	8	3	4

第34表 木造以外の家屋に関する調

60) 合 計

市町村名日野市

A.				(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	:6)	(7)	(8)	(9)
K	Э	ŕ	ī	所	有.	者	数	Y	棟		*		
		1	4	程 数	法定免:		法定免税点	Æ	t t	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構 造 別		-1	3	(A) (1)	未満の(人)	(n)	以上のもの (f) - (p) Y (人) (f)	技 数 (二)	主たる用途 以外の棟数	# 55 (tt)	主たる用途 以外の複数	枝数に上がれ	主たる用途 以外の複数
鉄骨鉄筋コンクリート	造	Ô	1 0	624	19		624	671	40	47	54	67/	68 74
鉄筋 コンクリート	造	0	2 0				3.891	4.440				4.440	
鉄 背	造	0	3 0				1,345	1.678				1.678	
		-	4 0	2.220		6	2.214	2.469		6		2.463	
れ ん が コンクリートプロック	造造	0	5 0	630		4	626	939		4		935	
そ の		!	6 0	12			12	20				20	
8†		0	7 0	8.722	0	10	8.712	10.217		10		10,207	

		00	01)	02	03	0.0	0.5			
区 分	行	床	面	秩 .	决	定 価	格	单位当	またり価	格
	番	e t	法定免税点 夫満のもの	法定免税点以上のもの	糕 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	(x)	(2)	(7)
構 造 別	号	(m²) (i)	(m²) (7)	(i) - (7) (m ²)	(千四) (末)	(千円)	(x) — (n) (ffq)	(円)	(月) (円)	(日) (国) (i)).
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 1	264.885	75	264.885	12.955.126	56	12.955.126			48.908
鉄筋コンクリート造	0 2 1	1.084.092		1.084.092	40.743.424		40.743.424			37.583
鉄 骨 造	0 3 1	492.315		492.315	16.691.152		16.691.152			33.903
	0 4 1	216.357	94	216.263	6.980.326	378	6.979.948	i		
れ ん が 造 ニンクリートプロック造	0 5 1	69.248	29	69.219	1.163.978	247	1.163.731	1 1		
そ の 他	0 6 1	1.900		1.900	12.300		12.300		•	6.474
B†	0 7 1	€ 2,128.797	0 123	2.128.674	78.546.306	625	78.545.681		5.081	

ナータか あるけの みペンチ	地方公共団体コード							表番号		
0	1	3	2	1	2	8	⁷ 3	5		

第35表 新増分家屋に関する調 (稀足調査その1)

#####東京都 ####日野市

		<u> </u>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
	区分	行	所有者		棟	2 0	床 面	概	決 定 価		単位当たり価格
	家屋の種類	看号	E w	うち増集分	能 数	うち増集分	能 m)(n)	うち増築分	(千円) (中)	うち増築分	<u>(4)</u> (2)
	炒 / 用 住 宅	0 1 0	2 78/	" <i>25</i> 3	26 831	256	62.819	6.115	°3.242,334	256.925	51.614
	202 2 2 2 2	0 2 0	48	78	52	9	7.025	171	369.036	7.128	52,532
	件 用 住 宅	0 3 0	3/	18	54	20	2.148	533	102.065		47.516
新	夏 家 住 宅	0 4 0			•			¥. 1-1			
201	養 蚕 住 宅	0 5 0								4	
	漁業者住宅	0 6 0									
	普通旅館・料亭・待合	0 7 0									16.
	ホテル・ 簡易旅館・ 団体旅館	0 8 0					-				
増	事務所・銀行	0 9 0	16	5	16	5	740	72	≥9.±88	z.006	39.714
	店錦	1 0 0	3	/	3	1	51	5	1.775	90	34.804
	割場・映画館	1 1 0					•				
	公 衆 浴 場	1 2 0							,		4
	病院	1 3 0	,	,	,	,	67	67	3.825	3.825	57.090
Э	工 場	1 4 0	6	5	6	5	252	232	4.453	3.938	17.671
	倉庫	1 5 0	λ	,	X	1	129	90	2.354	1.82/	18.248
	土 蔵	1 6 0									
	付属家 (酪農舎・蚕室・たばこ) 乾燥場を含む。	1 7 0	75	14	80	14	1.559	300	29.381	5.498	18.846
	숨	1 8 0	963	306	@ 1.045	® 312	074.790	® 7.585	93.784.611	© 303.477	50.603

サータが 地方公共団体コード 表番号 1 3 2 1 2 8 3 6

第36表 新増分家屋に関する調(補足調査その1) (2) 木造以外の家屋(その1)

		1 3 4 1 4 6 5	J								- IU -J T	10 里里
_		>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
1	1		行	所 有	者 数	棟	数	床面	徴	决 定	価格 格	単位当たり価格
1		棋 造 別	春号	能 数 (人)	うち増集分	能 数	うち増集分	能数 (㎡) (1)	うち増集分	能数 (千円) (中)	うち増集分	(d) (F)
	事務	鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 0	12	19	26	33	40 83	50	9.454	70 79	113.904
	所	鉄筋コンクリート造	0 2 0	4	,	5		1.529		153.440		100.353
	店舗	鉄 青 造	0 3 0	3/		33		2565		594.781		28.623
新	•	軽 載 鉄 青 造	0 4 0	12	4	12	4	538	155	18.081	4.501	33.608
	行	れ ん が 造コンクリートブロック造	0 5 0			/		94		6.747		71.777
	店	そ の 他 8t	0 6 0									~0.774
	#	鉄骨鉄筋コンクリート連	0 7 0	49	#	52	4_	9.809	155	782503	4.501	79.774
	*	鉄・筋コンクリート造	0 9 0	2		3		683		74.385		108,909
增			1 0 0	90		96		18.241	7/8	1476.879		80.965
	7	铁 青 九 题 量 铁 青 选	1 1 0	36	3 24	43	3	7.431	120 393	657.327	9.928 17.833	88.457
	1	れんが造コンクリートプロック造	1 2 0	6	2	6	24 Z	575	373 /2	697.664 36.886	435	58.617
	١	₹ 0 to	1 3 0		-	0		3/3	/2	36.086	733	
		21	1 4 0	239	30	25-9	30	0 38.832	1.243	2.943.141	80.607	75.792
n	I	鉄骨鉄筋コンクリート造	1 5 0	3		4		29.363		2.909.463		99.086
	堤	鉄筋コンクリート造	1 6 0	,		1		18		783		43.500
		鉄 青 遺	1 7 0	18	6	23	10	5.790	3.102	268.899	135.041	46.442
	*	班 量 鉄 青 流	1 8 0	17	/	19	,	1.169	44	27.134	1.489	23.2//
		コンクリートプロック流	1 9 0	3		3		53		2.869		54.132
			2 0 0							. 0		
		2†	2 1 0	42	7	50	//	36.393	3.146	3.209.148	136.530	88.180

ナータか ある行の みペンナ	地	表	番号				
	1	3	2	1	2 8	3 3	6

第36表 新増分家屋に関する調(補足調査その1)

型31月月88東京都 市町村8日野市

(2) 木造以外の家屋(その2)

	_			>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
1	~	\	Z	Э	行	所 有	者数	椎	数	床	面積	决 定	価 格	単位当たり価格
1	S#3F	構造	RI	_	番号	能以数	うち増集分	能 数	うち増集分	部(明代)	うち増集分	(千円) (中)	うち増集分	(d) (d) (P)
		鉄骨鉄筋=	コンクリ-	一)造	2 2 0	12	19	26	35	40	50	60	70 79	
新	₹	鉄筋 コニ	ンクリー	- ト造	2 3 0	42	3	46	Ŋ	80/	43	95.329	1.938	44.106
増		鉄	#	造	2 4 0	6	,	6	,	402	30	31.737	512	78.948
		程 #	鉄 骨		2 5 0	/3	ુ	/3	3	251	40	6.244	1.862	24.876
分	他	カー んコンクリー	- トプロ :	造っク造	2 6 0	18	3	18	ુ	134	10	4.816	419	35.940
		ŧ	0	他	2 7 0									
			B†		280	79	10	83	10	1.588	123	78.126		49.198
		合		21	290	409	51	® 444	® 55	86.622	® 4.667	7.012.918	® 226.369	80.960

ゲータが ある行の みメンチ		地	表	番号				
	1	1	3	2	1	2:8	3	7

和 日野市

						(1)			(2)		(3)			(4)				
		Z	A	行番	所	有名	散	棟	数	床	面	*	决	定	価 格	単位≜		価格
家屋	の種類		\	辛	総	(J)	数	æ	数	Œ	(m²)	数的	1	\$ (1 17	g) 数 (s	,,	<u>(n)</u>	(円)
*	用	住	辛	0 1 0	12	2	47	19 r	316	26	17.32	5	35	158	.67/		9.15	8
Ħ	用	住	笔		45		26	52	27	59	1.66		68	16	.803		10.11	0
最进车(まな住宅・要	査住宅・渔業	者住宅)	0 3 0	12		12	19	13	26	1.10		35		711		1.54	8
共 同	住宅	• 寄布	A		45		24	52	27	59	6.68	0	68	55	.239		8.26	9
普通	旅館・	料亭・	待合	0 5 0	12			19		26			35					•
	場 •	倉	*		45		4	52	4	59	67	9	68	/.	.93Z	7	2.84	15
付属家	(乾燥場)	・蚕室・た を含む。	1 ²)	0 7 0	12		34	19	40	26	1.565		35	8	452		5.40	1
+	Q.)	他		45		12	52	13	59	69.		68		.892		7.00	9
合			at	090	12	y	59	19	440	26 D	29.71	4	5 0	247.	700	4	8,33	

ナータか ある打の みんンナ	Ħ	也方:	公共	団体	-	۲	表	号
	1	3	2	1	2	8	3	8

第38表 減少分家屋に関する調 (Mi 足調査その2) (2) 木造以外の家屋

			>	-	(1)			(2)		(3)			(4)				
	Œ	Э	行番	所	有 者	数	棟	8 3	床	面	秩	決	定 価	#	单位当		価格
家屋の	8 9		号	Æ	W	20	総	tr	Æ	(m²)	2 2 (1)	Æ	(千円)	数 (ロ)	8	(r) (1)	(円)
事货所	・店舗・百1	近 店	0 1 0	12		9	19	9	26	1.68	7	35	<i>ځ</i> د	761		19.4	20
住宅	. 7 % -	١		45	,	8	52 }	18	59	1.66		6 8	36.	619"		22.0	१९
工場	• 13	庫	0 3 0	12		'	19	14	26	3.41		35	48.			14.3	
ŧ	Ø	他	/	45	,	,	52	13	59	29		48		772			95
合		åt	0 5 0	12	5	0	19	54	26 Ø	7.06		35 Ø	120.	44		7.0	

ゲータがある 行のみパンチ	地方公共団体コード						表番号		
0	1	3	2	1	2	8	3	9	

第39表 課税標準額等に関する調(補足調査その3)

-					-	(1)	(2)	(3)	
	_				特	fī -	木造家屋	木造以外の家屋	21
	Ø		57)	料率	番号	法定免税点以上 のもの (千円)	法定免税点以上 のもの (千円)	往定免税点以上 のもの (千円)
决	定	伍	格	W		0 1 0	58.447.714	78.545.481	146.993.39
	第9項	(日)	本放送協	2会)	1 2		45	56	67 7
					1 3	0 3 0	12	25 y	34
	第10項	(B)	本原于7)研究所)	2/3		45	56	67
課注			力板・お	M SIBB.	1/3	0 5 0	12	23	34
校 第	第11項	発	事業団	(世科開)	2/3		45	56	67
₫ Ξ	第14項	(本	四連結構	公団)	$\frac{1}{2}$	ก็วin	12	23	34
P P	第16項	(M)	東京国際	至港)	1/2	0,1,0	45	56	67
りた条		Ti	20		1/3	0 9 0	12	23	34
F. 0	第 17項	(字)	宙開発事	集団)	2/3	0,7,0	45	56	67
:= =			****		$\frac{1}{3}$	1 1 0	12	23	34
よりの	第18項	(技	洋科学 情センタ	, _)	2 3	1110	45	56	67
は 定					$\frac{1}{2}$	13:0	12	23	34
狂に	第20項	(石	社公団)		3 4	1,010	45	56	67
によなる					$\frac{1}{2}$	1 5 0	12	23	34
3 6	第21項	(水)	資源開発	(配公益	3 4		45	56	67
額の	第23項	(特:	定地方列	(通線)	$\frac{1}{2}$	1 7 0	12	23	34
		*	エネルキ	·	1/3		45	56	67
	第24項		合開発機		2/3	190	12	23	34
	第25項	(F)	易研修士	センター)	1/2		45	56	67
	第26項	(住9	そ・都市!	整備公団)	1/3	2 1 0	12	23	34
	¥,281]	(2)	模板化	研究所)	1 6		45	56	67
#				1/3	2 3 0	12	23	34	
社 附	第 1 写	(5)	山池村	(気施設)	2/3		45	56	67
第一	第4項	(1	章)		$\frac{1}{2}$	2 5 0	12	23	34
五条	F 8 F	(E)	₹ DHE	4人)	3 5	/	45	56	67

		区 分		特例率	行番号	木造家屋 法定免税点以上 のもの(千円)	木造以外の家屋 法定免税点以上 のもの(千円)	計 法定免税点以」 のもの(千円)	
T	法	第10項(路外駐車場)		3 4	2 7 0	12	23	34	-
	1	第16項(地方卸売市均	5)	2 3		45	56	67 7	7
	開第	第20項(心身障害者	多数層)	5 6	2 9 0	12	23	34	-
	- 1	第21項(外資埠頭公司	団の羅)	1 2		45	56	67 7	7
	*	第26項 (新エネルギ・ 開発機構	七七十)	1 2	3 1 0	12	23	34	-
		昭和47年附則第85 第3項(地下道等)		1 2		45	56	67 7	7
	İ	昭和52年附則第1 第5項(水資源開発2		3 4	3 3 0	12	25	34	-
	18	昭和5 4年附則第74 第4項(水資源開発	ħ.	3 4		45	56	67 7	7
5	进	昭和57年附則第94 (小身障害者多数雇用	秦第8項	3 4	3 5 0	12	25	34	-
-	0	昭和57年附則第99		1 3		45	56	67 7	7
:	規	第5項(石油公団)	*	2 3	3 7 0	12	23	34	-
	定	昭和57年附則第99		2 3		45	56	67 7	7
E E	1	第11項(路外駐車場)		5 6	3 9 0	12	23	34	-
-	1	昭和58年附則第10条 (心身障害者多数雇用		3 4		45	56	67 7	7
1	8	昭和58年附則第1 第5項(倉庫)		1 2	4 1 0	12	25	34	=
5	b	昭和59年附則第1第2項(自動車ターミ		3 5		45	56	67 7	7
4	0	昭和59年附則第1 第5項(地方卸売市均	4条	2/3	4 3 0	12	23	34	-
		昭和60年附則第69 (心身障害者多数雇用	秦第5項	4 5		45	- 56	67 7	7
1				/	² 4 5 0	12	23	34	7
t		# (B)		/		45	56	67 7	7
	Ħ	税標車額 W-B		7	4 7 0	12 58 11 47 71 4	78.545.681		4

ナータが ある行の みペンナ	地	地方公共団体コード						番号
0	1	3	2	1	2	8	4	0

第40表 法附則第16条の規定による軽減税額等に関する調 (補足調査その4)

和 東京都

市町村名日野市

	-	>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		fī		E	t t	左記の	うち住宅・都市整備公団に	こ係る数値
区	Ð	番号	個 数	床 面 積 (m [‡])	軽減税額(千円)	细 数	床面積(m²)	軽減税額(千円)
木 造 第1項の	規定によるもの(1/2)	0 1 0	1.931	157.046	54.099	40	49	59 67
木造以外 第1項の	規定によるもの(1/2)	0 2 0	706	42.019	18.075			
第2項の規定に	こよるもの(1/2)	0,30	1.071	66.765	34.420			
第3項の規定に	こよるもの(2/3)	0 4 0					-	
第 5 項の 1,	/ 4減額されるもの	0,50						
規定によるもの 1,	/3減額されるもの	0,9,0						
2 .	/3減額されるもの	0 7 0						
第6項の規定によるも	0(2/3)	0 8 0						
at		0 9 0	1.777	108.784	52.495			
合	£†	1 0 0	3.708	265.830	106.594			
		->	(7)	(8)	(9)	0.0	an	02
		行	昭和 60 /	年度に新たに軽減の対象と	たったもの	昭和(50 年度で軽減期間の終了す	けるもの
E	9	香号	鱼 数	床面積 (m²)	軽 被 税 額 (千円)	個 数	床 面 積 (m²)	軽減税額 (千円)
木 造 第1項の	規定によるもの(1/2)	0;1;1		51.468	31 [®] /8.738	650	50.806	16.441
木造以外 第1項の	規定によるもの(1/2)	0 2 1		€ 15.183	8.916	206	13.186	5.234
第2項の規定に	こよるもの(1/2)	0 3 1	⊕ 96	0 5.556	\$ 3.20/	394	21.695	10.010
第3項の規定 6	こよるもの(2/3)	041						
第 5 項 の 1.	/4減額されるもの	0 5 1						
規定によるもの 1	/3減額されるもの	061						
2 .	/3減額されるもの	0,7,1	18.					
第6項の規定による	bの(2/3)	0.81						
81		0 9 1	374	20.739	10.117	600	34.881	15.244
		1 0 1	0//-		10.11			

51 1 6 11 11 1 11 1 1	地	地方公共団体コード						
	1	3	2	1	2	8	4	18

第41表 課税標準額の段階別納税義務者数等に 関する調(補足調査その5)

東京都 # 町 村 名日野市

		111	.4.	.07	.47	(3)	107	
区 分	行番号	8 万円未満のもの	8万円以上9万円 未満のもの	9万円以上10万円 未満のもの	10万円以上11万円 未満のもの	11万円以上12万円 未満のもの	12万円以上13万円 未満のもの	13万円以上14万円 未満のもの
抗克義務者数 (人)	0 1 0 12	346 [©]	22	³¹ 49	40 38	49	44	67 75 33
	0 2 0	14.762	4416	4.668	3.994	5.643	5.504	4.428
総 床 面 積 (m²)	030	12.037	2.157	3.048	1.770	2.503	2.761	1.655

		→ (8)	·9·	10	an	320	33	0.0
区分	行番号	14 万円以上15 万円 未満のもの	15 河以上16 万円 未満 つもの	16万円以上18万円 未満のもの	18 所以上 20 所 未満のもの	20万円以上25万円 未満のもの	25万円以上30万円 未満のもの	30万円以上35万円 未満のもの
- 杭税義務者数 (人)	0 1 1	12 41	²¹ 3 7	30 37	98	221	50 260	295
課 税 標 準 額 (千円	0;2;1	5.910	5.738	14.828	18.615	49.685	71.274	95.479
総 床 面 積 (m²	0 3 1	2.461	2.172	4.681	5.130	12.579	15.471	18.042

			> 09	69	07)	0.8
区	Э	行番号	35万円以上40万円 未満のもの	40万円以上45万円 未満のもの	45万円以上 のもの	B†
ń 税 義 務	者数(人)	0 1 2	2//	232	25.284	£ 27.377 €
課 税 僚 :	準 額 (千円)	0 2 2	19.454	98601	136.525.158	
総 床 d	ō 我 (m²)	0 3 2	13.103	14.335		4 488.682®

5 - 5 % S		地方公共	表番号				
	1	3 2	1	2	8	4	28

第42表 建築年次区分による家屋に関する調(補足調査その6)

EXIFFE 東京都

	>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
		木 造	家 屋	木造以外	外の家屋	N.	B†	単(位当たり価	格
建築年次	行番号	床面糕	决定価格	床面積	決定価格	床 面 積	決定価格	(D)	(=)	(4)
		(m²) (1)	(千円) (中)	(m²) (+)	(千円) (二)	(m,) (t)	(千円) (分	(1) (円)	(4) (円)	(t) (H)
38年1月1日以前	0 1 0	3/2.423	1.236.495	34 370.159	45 4.042.983	56 682.582	5.279.478	3.958	10.922	7.735
38年1月2日~41年1月1日	0 2 0	167.501	1.397.926	198.710	4.454.432	361.211	5.852.358	8.346	22.995	16.202
41年1月2日~44年1月1日	0 3 0	211.616	2.431.241	179.263	4.203.782	390.879	6.635.023	11.489	23.450	16.975
44年1月2日~47年1月1日	0 4 0	248.219	3.232.258	361.914	8.915.255	605.133	12.147.513	13.289	24.634	20.074
47年1月2日~50年1月1日	0 5 0	358.34.4	7.629.084	292.155	10.482.159	650.499	18.111.243	21,290	35.879	27.842
50年1月2日~53年1月1日	0 6 0	394.140	13.382.452	206.068	11.158.017	600.208	24.540.469	33.954	54.147	40.887
53年1月2日~56年1月1日	0 7 0	366,183	14.826.122	215.891	12.566.812	582.074	27.392.934	40.488	58.209	47.061
56年1月2日~59年1月1日	1	231.601	10.541.662	223.015	15.709.948	454.684	26.251.610	45.503	70.443	57.736
59年1月2日~60年1月1日 (新增分)	0 9 0	74.790	3.784.611	86.622	7.012.918	161.412	10.797.529	50.603	80.960	66.894
合計(60年度総評価額等)	1 0 0	2.359.885	58.461.851	2.128 797	78.546.306	4.488.682	137.008.157	24.773	36.897	30.523

データが ある行の みペンチ	Ħ	方分	表番号					
	1	3	2	1	2	8	⁷ 4	3 ⁸

第 43 表 家屋の変動に関する調 (補足調査その7)

EXAMPLE 東京都 市町村名日野市

					(1)	(2)	(3)	(4)
	摘	要	行番		木 造	家 麈	木造以	外の家屋
			号		床 面 積 (m²)	决定 価格 (千円)	床 面 積 (m²)	决定 価格 (千円)
	昭和 59 年度の気要	調書 (修正前)	(1) 0 1	0 1	2 2.233.614	²²	2.0/5.57/	70.719.308
59 年	58.1.1以前の減少分,	その他の捕捉誤り	(2) 0 2	0	5.476	19.261	≥95	4655
年度概	58.1.1以前の新集分別 れ	び増築分の捕捉魔	(3) 0 3	0	82.992	1.653.186	28.494	625.661
要調	58.1.2~59.1.1 の減	少分の捕捉誤り	(4) 0 4	0	1.932	10.743	4.803	34.388
書の修	58.1.2~ 59.1.1の 捕捉誤り	文集分, その他の	(5) 0 5	0	#			
E	58.1.2~ 59.1.1 の幹 捕捉凝れ	「繁分及び増築分の	(6) D 6	0	5.6//	231.576	10.274	764.788
83	和 59 年度の概要 (1) - (2) + (3) - (4)	調客 (悠正後) +(5)+(6)	(7) 0 7	0	2.314.809	55.965.978	2.049.241	72.070.714
	被少分	家 屋	(8) 0 8	0 0	29.714	9 247.700	2.066	80€021
	減 価 分	家 屋	(9) 0.9	0 @	279.125	D 1.041.038	© 136.048	@ 417.018
	改 集 分	等家屋	10 10	0				
	課税·非課税	変更分家屋	αυ 1 1	0	e#			
	不均衡是正に。	はる増加額等	03 1 2	-		0	100	6
	在 来 分	家 屋	03 1 3	0 17	2.≥85.095	(7)-(8)-(9)+00+00+00 54.677.Z40	2.042.175	(7)-(6)-(9)+00+00+02 7/. \$33. 388
	新 集 分	家屋	00 1 4	0 8	67.205	9.481.134	€ 81.955	0 6.786.549
	增祭分	\$ B.	09 1 5	0 6	7.585	9 303.477	♥ 4.667	226.369
Bě	和 60 年 度 の : (3* + 0.0 +		16	0 @	2.359.885	e 58.461.851	2 2.128.797	\$ 18.546.306

 Ħ	也方公		表番号				
1	3	2	1	2	8	34	48

第48表 法附則第16条第1項及び第2項による軽減税額等の床面積

区分に関する調(昭和60年度に新たに軽減の対象となったものについて)

(補足調査その8)

東京都 日野市

	-	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
	1-				1 個 🗎	当たり	床 面 積			
∠ 3)	ਹਿਂ ਛ		ポ以上 100 ㎡以 される場合は30㎡以		10	0 ㎡超 120 ㎡ 人	ų F	12	0㎡ 超 165 ㎡ 以	l F
	号	個 数 (個)	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数 (個)	床面積 (m²)	軽減税額 (千円)	個 数 (個)	床面積 (m²)	軽減税額 (千円)
木造 (1項・3年間適用)	0 1 0	397	≥9.968	10.874	127	13.849	4.556	54 88	12.283	67 3.308 ⁷³
木造 以外 (1項・3年間適用)	0 2 0	222	9.583	4.423	20	2.229	853	36	4.988	1.640
(2項・5年間適用)	0 3 0	93	5.256	3.040	à	وود	107	/	133	54
ž†	0 4 0	712	44.807	18.337	149	16.311	5.516	125	17.404	5.002

		-		(10)	(1)	(12)
		ਹਿ			£†	
3	5}	看	個	数 (個)	床 面 嵇 (㎡)	軽減税額 (千円)
木造	(1項・3年間適用)	b 1 1	12	6/2	56./00	26 18.738
木造 以外	(1項・3年間適用)	0 2 1	Ø	278	16.800	8 6916
	(2項・5年間適用)	0 3 1	(4)	96	5.622	3.20/
音	81	0 4 1		986	18.522	28.855

		地方		表番号				
0	1	3	2	1	2	8	4	5°

第45表 法附則第16条第1項及び第2項の減額適用を受けなかった 住宅の個数に関する調(昭和60年度に新たに課税対象となったものについて) (補足調査その9)

東京都 月野市

			-	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	00	an	02	0.3
			ñ	A 面積	要件を満たされ	ない住宅		В	価格要件を	満たさない住	宅			合が1/2未 用住宅等	A・B・Cの要件 に減額の適用を	を満たさないため 受けなかった住宅
D	ζ	3)		40㎡ (貸家の 場合30㎡)	165㎡超	£t	場合30 m')	40㎡ (貸家の地 台30㎡) 以上	叫以上	120 ㎡超 165 ㎡以下	165㎡超	B†	81	うち、面積要件 Vけ係数要件を	個数	床面積
			号	未満 (個)	(個)	(個)	未満 (個)	100㎡以下(個)	(個)		(個)	(個)	(個)	満たさな、住宅は	,	(m²)
木造	(1項・	3年間適用)	ט ו ס	249	18	267	27	32	35	42	47	52	57	10	267	8.388
木造 以外	(1項・	3年間適用)	0 2 0	508	9	517	ス					Z	3		520	11.672
	(2項・	5年間適用)	0 3 0	156	2	158		6				6			164	3.732
	合	計	0 4 0	913	29	942	Z	6				8	13	10	951	23.792

(注) 突台番号 727 の突合関係を確認すること。

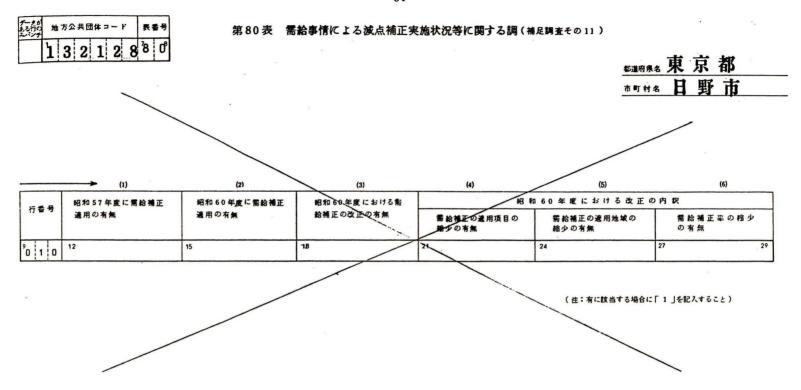
からる	地方公共団体コード	表番号
,	1 3 2 1 2	8'4 6

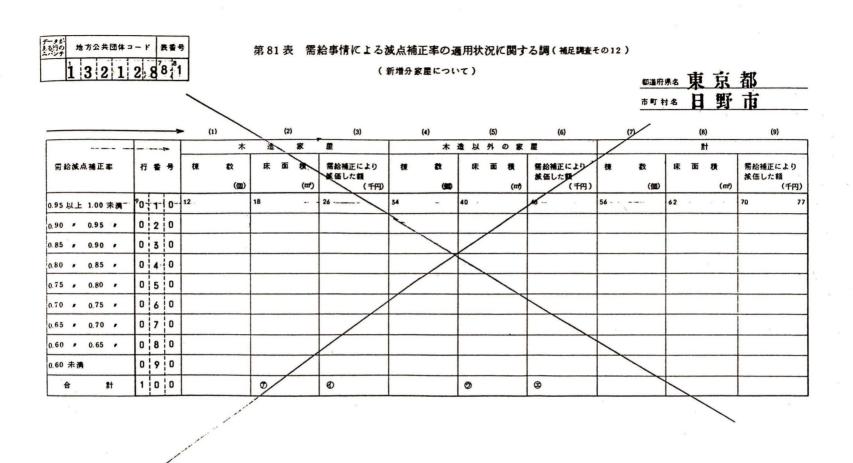
第46表 新築住宅に関する調(稀足調査その10)

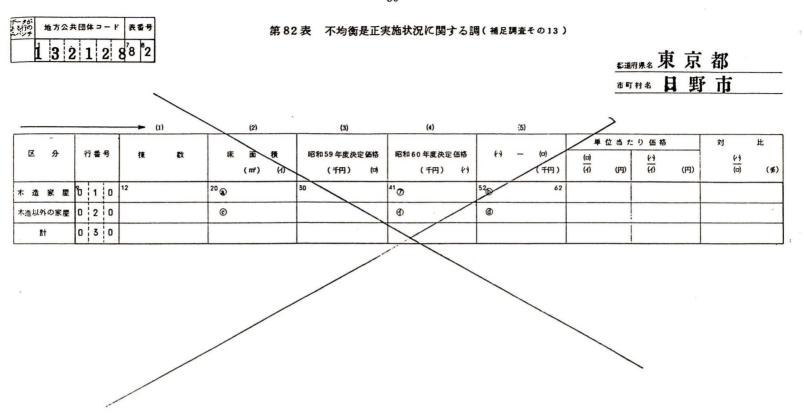
市町村名日野市

(増築分は除く。)

				→		(1)		(2)		(3)	(4)		
	区	Я		行 番 .	棟	数	隹	居 数	珠	面 積 (m²	决 定 価 格 (千円)	床面積 住居数 (m²)	决定価格 床面積円
	_	専用住宅(長屋建を除く。)	(1)	0 1 0	12	574	18	574	24	56.580	32 2.978.478	99	52.642
木	戸	併 用 住 宅	(2)		42	18	48	18	54	1.073	54.70Z	60	50.980
造	建	農家住宅·養蚕住宅·漁業 者 住 宅	(3)	0 3 0	12		18		24		52		
家	共同]住宅(専用住宅長屋建を含む。) (4)		42	44	48	≥93	54	6.978	368.839	24	52.857
屋	寄	宿会	(5)	0.50	12		18		24		32		
		#† (1)+(2!+(3)+(4)+(5)	(6)		42	636	48	885	54 Ø	64.63/	© 3.402.019 ⁷¹	73	52.638
	-	鉄骨鉄筋コンクリート造	(7)	0 7 0	12	/	18	,	24	79	5.315	79	67.278
	戸建	鉄筋コンクリート造	(8)		42	63	48	63	54	5.493	507.203	87	92.336
*	住	鉄 骨 造	(9)	0 9 0	12	15	18	15	24	1.556	135.48/	104	87.070
1	宅	軽量 鉄 骨造	10		42	59	49	59	54	7.217	436.452	122	60.476
IJ		れ ん が 造 コンクリートプロック造	a 1)	1 1 0	12	Z	18	2	24	178	12.288	89	69.034
51		小 計 (7)+(8)+(9)+nの+の)	02		42	140	48	140	54	14.523	1.096.739	104	75.517
0		鉄骨鉄筋コンクリート造	93	130	12	. 2	16	21	24	604	32	29	114.354
家	共	鉄筋コンクリート 造	04)		42	32	48	466	54	12.030	917.265	26	76.248
屋	同	鉄 骨 造	05	150	12	25	18	242	24	5.756	5/1.918	24	88.936
	住	軽量 鉄骨造	06		42	28	45	164	54	¥.29Z	62 71	26	56.705
	宅	れ ん が 造 コンクリートプロック造	07)	1.7.0	12	2	18	9	24	386	24.164	43	62.601
		小 計 03+00+05+06+07	08		42	89	48	902	54	23.068	1, 265, 796	26	76.547
	寄	宿 告	a	190	12		18	•	24		52		
		21 03-08+09	83)		42	229	48	1.042	54 Ø	37.591	62 ⊕ 2.862.535	36	76.149
3	合	Bt (6)+20	21	2 1 0	12	865	18	1.927	24	102.222	2 6.264.554	53	61.284







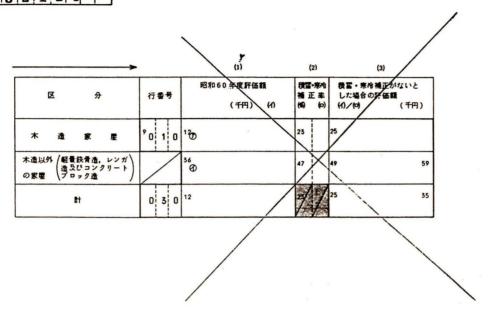


第83表 在来分家屋の減価実施状況に関する調(補足調査その14)

	-		(1)		(2)		(3)		(4)	(5)				
-		- A D			+ I					4 ()	単 位 当:	たり価格	対	比
区分		行番号	棟 お		床面 (m²)		昭和59年度決定		昭和60年度決定価格 (千円) (ハ)	(f円) (f円)	<u>(c)</u> (円)	<u>(1)</u> (円)	(1)	(≰)
	_				(III)	(1)	(千円)	(0)			(נא)	(1)	(5)	(*)
木造家屋	E	0 1 0	5.071	26	279.	125	12.482.68	80	11.441.642	1.041.038	44.721	40.991	9.	2
木造以外の家園	Ē	0 2 0	1.437	0	136.	048	2.914.8	59	1.497.841	® 417.018	58.177	55.112	9:	5
8 †		0 3 0	6.503		415.	173	20.397.53	39	18.939.483	1.458.056	49.130	45.618	95	y

データが ある行の スペンナ	地	方公	共日	体=	7 - P	•	表	番号
	1	3	2	1	2	8		84

第84表 積雪・寒冷補正による減価額の状況に関する調(補足調査その15)



東京都 東京都 東京都

データがまる行の	,	表	番号					
	1	3	2	1	2	8	8	⁸ 5

第85表 新築分家屋の評価方法別棟数調(補足調査その16)

都道府県名	東	京	都	1
市町村名	日	些	市	

				(1)		(2)		(3)
区	Э	行番号	木	卷 家 屋 (4)	非	木造家屋(口)	£	(1) + (D)
(1) 部分別 [平価 方 法	° 1 0	12	521	20	206	28	727
(2) 部分別比加	#評価方法		36		44		52	
(3) 総合比準	評価方法	0 3 0	12	212	20	183	28	395
(4) 合計(1)	(2) + (3)		36	7330	44	3890	52	1.1226

昭和60年度都市計画税に関する調

 概道用県名
 東京都

 市町村名
 日野市

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

テータか あるわぶ スパンチ	地方公共団体コード	装番号			
	132128	⁷ 8			

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区	S	行番号	市町村の面積(千㎡)	市街化区域(千m³) A	市街化調整区域(千㎡) B	その他(千㎡) C	計 (A+B+C)(千m²)
		9	12	23 🕏	33 ° Ø	43	53 ② 62
課税区域の	面積	0 1 0		15.008			15008
* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	0 = H	0.0.0	●	₩	•	•	Ø
都市計画区域	の正文	0.2.0	27110	22400	4710		27.110

			(0)	(1)	10)	(9)
K	5)	行事号	都市計画区域の 指 定 の 有 無	市街化区域等の 設 定 の 有 無	都市計画をの 課 税 の 有 無	都市計画事業の 説 可 の 行 無
課稅民城	の前に	0 1 1	12	16	20	24
都市計画区	域の配稿	0.2 1	⊕ 1	∌ 1	9	

指定有……「1」 設定有 ……「1」 課税有……「1」 認可有……「1」 指定無……「2」 設定無……[2] 課稅無……「2」 認可無……「2」

○記入上の注意

- 1 別添記載要額及ご契合確認表をよく読んで記入すること。
- 2 調査表には、み写がとれるよう黒鉛筆「HB」又は「B」で記入すること。
- 3 数字は、ていたいに記入するとと。
- 4 該当のない項目をは、空転とし、一、0等は記入しないこと。
- 5 単位誤りのないよう注意すること。
- 6 「ノーバンチー覧表」と「データがある行のみパンチ」の概については、特に次の事項に注意して記入すること。
- (1) 表内にデータが全くない場合は、表全体に大きく×印を書き、「ノーパンチ表看号一覧表」「昭和 60 年度観要調告(土地・家屋・都市計画税)」の「ノーパンチ表番号一覧表」をいう。以下可じ。)の影響表番号の下の概に〇命を書くこと。
- (2) 表内にテータが整少の場合は、団体コードの左の「データがある行のみパンチ」下の空機に必ず○印を書き、「ノーパンチ表番号一覧表」の該当表番号の下の模に○印を書くこと。

第52表 納税義務者数に関する調

地方公共団体コード 表番号 1 3 2 1 2 8 75 2

 和油用原名
 東京都

 市町村名
 日野市

					(1)		(2)	(3)
×			B	行番号	E D	(A)	法定免税点未満のもの(人) B	法定免税点以上のもの(人) A-B
		倜	٨	0 1 0	2	23523	222	23301
±	た	法	٨	0,2,0		756		729
		1	ŧ†	0,3,0		24279	249	24,030
		僑	٨	0,4,0		26,706	339	26367
8	垦	法	٨	0,5,0		649	7	642
		i	}t	0,6,0		27,355	346	27.009
		儮	人	0 7 0		31.829	413	31,416
実	数	法	人	0 8 0		976		. 943
		i	ŝ†	0 9 0		32805	446	32359

地方公共団体コード	表番号
132128	⁷ 5 3 ⁸
	地方公共団体コード

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 東京都

 市町村名
 日野市

							(1)			I				(2)			Т			 (3)				(4)
[<u> </u>	分	行番号		市	街	化	区	域			街	化	I	圣区	域			そ	0	ft	b		8†
±	宅	宅 地	0 1 0	12					9,078	2	4							34					45	9078
地の	地	その他	0 2 0						2020															2020
地	等	小 at	0,3,0						11,098															11,098
#	8	地	0 4 0						3858															3 <u>858</u>
千m²)		<u>#</u> 1	0,5:0						14956	1							0					Ť		14956
窓床	ホ	造家屋	0 6 0					23	45455															2345455
お配	木	造以外の家 駐	0,7,0					21	27.853															2127,853
(m²)		ž÷	0 8 0					44	7 3 308	3							(9)					8		4473308
±.	ŧ	宅 地	0,9,0						37342															37 <u>3</u> 42
地の	地	その他	1,0,0						4,611															4,611
Ti	*	小 at	1110						41.953															41,953
数	Ą	堆	1 2 0						8873															8,873
(I·)		ž†	1 3 0					·	5082 <u>6</u>	1							0					0		50826
寒屋	木	造家屋	1,40		ý.				28,139															28139
O M.	木品	造以外の家 屋	1 5 0						9.747															9747
数 (株)		\$ 1	1 6 0						⊕ 37,886								0					(3)		37,886

ナータか あるけの みパンチ	地方公共団体コード	表番号
	132128	⁷ 5 4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調

(法定免税点以上のもの)

										(1)					(2)				(3)				(4)		
Z			9	行:	番号						Ħ	ŧ			定			価				格			
				.,			市	街	化	区	域	(千円)		市街化	整区域	(千円)	そ	Ø	他	(千円)			計		(千円)
±	宅	宅	地	0	1 0	12				270	66	3490		25			35				47			276 <u>6</u> :	⊕# 34 <u>90</u> 6
	地	その	他	0 :	2¦0					25	530	64,25	2						ť					2538	6425 [®]
	等	小	Bt		3¦0					30	1,9	99.15	8											3019	99158
地	農		地	0;	4 0					69	23	13,62	⊕ 6											693	13.62 [®]
		a t		0 !	5¦0					37	1,3	12,78	4								-			371.3	12.784
家	木	造家	Æ	0	6¦0					58	34	0616	6											5840	06,166
_	木	造以外の観	是	O!	7 0					7	85	1852	6											785	18526
屋		at		0	8 0					130	69	24,69	2							ar.				13692	24.692
合			8 †	o¦	9 0					50	82	3747	∌ 6			0					@			5082	37,476

テータウ するわご スパンチ	地方公共団体コード	表番号
	132128	⁷ 5 4 ⁶

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)

概述用與名 東京都 市町村名 日野市

				(5)	(6)		(7)	(8)		(9)
				£#.	税	標	≇.	额	***	## /* F 13 ##
	区	分	行番号	市街化区城 (千円)	市街化調整区域(刊)	+ 0	他 (千円)	it (千円)	実定稅率 B	調 定 見 込 額 A > B(千円)
	된	宅 地	0 1 1	253832.804	25	35	4	253 <u>8328</u> 04	1	61 77
±	t 2	その他	0 2 1	21,885500				21,885,500	1	-/-
	24	小計	0 3 1	275718304	н		,	275718304	1	
地	<u></u>	農 地	0 4 1	5562547 <u>4</u>				55,625474		/
		ät	0 5 1	331,343,778				331343,778		/
**		木造家屋	0,61	58406166				58406166		
		木造以外の家屋	0 7 1	78518526				78518526	1	
星		ät	0 8 1	136924692				136924692		
	台	ât	0 9 1	46826 <i>8</i> 470	Ø		6)	468268470	<u>0,3</u> 100	1,404,805

#-0g:	程	方公共	团件	- c	۲	表面	号
	1	32	1	2	8	⁷ 5	5 ^e

第55表 昭和61年度に新たに法定免税点以上 になる見込みの土地に関する調

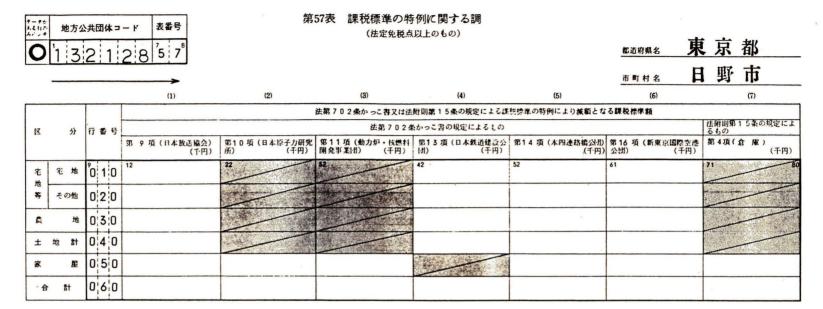
	>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
i	1				昭和 61年度	左に係る昭和		1 人世	当たり課税標準額	iii
IΞ	分	行番号	地	精 (m²)	分課税標準額	60年度分課	桁税義務者数(人)	A	<u>B</u>	
					(千円) A	税標準額(刊)日	C	C (F	円) C ((日)
		9	12		24	37	50 57			
法定气税点以上	になる見込みの土地	0 1 0		484	7975	7059	15	531,6	67 470,6	00

7 - 9% 4. 6 117 48 - 4	地方公共団体コード	表番号		
	132128	5 6		

第56表 三大都市圏の特定の市に所在する市街化区域内の農地に関する調

都 道 府 県 名	東	京	都
特定市名	日	野	市

			-					(1)			(2)		(3)	(4)	(5)	
	K		分		行番号		所有有	者 数 (人)	地	積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆	数 (筆)	
		既	本	本則どおりの課税がなされたもの 9		°0 1 0	12			24	4		39	54	69	8
	特	適	上	負担調整率 1.1 か	適用されたもの	020			1,04	12		1,658	35915659	32284334		3885
		用市	記以外のも	» 1.15	,	030				1		0	142	124		2
市	定	街		" 1. 2	•	040										
衝	市	化区		" 125	,	050										
"		域農	0	1. 3		060					-		× * ×			
化	街	地地		小	計	070			1,04	3		1.658	35915801	32284458		3887
		(A)	â†			080			1.04	3		1658	35915801	32281458		3.887
X	化		本	本則どおりの課税がなされたもの		090		-	10	9		90		, ,		188
域	IZ	新適用市街化区	(うち負担調整措置の) 適用を受けないもの)		100			10	9		90	967,852	193570		188	
収	1 12		上記以外	負担調整率 1.1 か		1 1 0			89			2053		22820821		4,600
费	域			, 1.15		120			3	0		28		321,470		80
				1. 2	•	130			, in				Ì	·		
地	農	域	の も	, 125		140				-	ė.	a la				
	4.5	農地	0	, 1.3	•	150										in .
	地	(B)		小計		160			92	2		2081	32211478	23142291		4650
			ā†			170			1.03	1		2171	33179330	23335,88		4,468
		一般市街化区域農地 (C)			180			7	3	W	29	218495	5,155		118	
			合	i	it	190			214	7		3858				8873
生	煎緑地	地区の	区域内	の農地等(一般農	地として扱うもの)	200			14		9	*	,	,		
			総	3	t T	2 1 0			2.14	7	10	3.858	69313626	55625474		8873



第57表 課税標準の特例に関する調(つづき)

(法定免税点以上のもの)

都道府県名	東	京	都	
市町村名	日	野	市	

			(8)	(9)	00	av .	(12)	03	(14)	
[š	Э	行番号		条かっこ書又は法附則第15条。 準の特例により減額となる課	の規定によ 税標準額		旧法の規定	によるもの	合	ŝ†
12	,,	12 11 15	第8項(職業訓練法人) (千円)	第16項(地方卸売市場) (千円)	第21項(外貿埠頭公団の承 継法人) (千円)	昭和58年改正法附則第16条 第 2項(倉庫) (千円)	昭和59年改正法附則第 20条第1項(農山漁村 電気施設) (千円)	昭和59年改正法附則第20条 第2項(地方卸売市場) (千円)		千円)
宅地	亡 地	0 1 1	12	22	52	*	"	a liada	71	80
35	その他	0 2 1			,				9	
農	地	0 3 1						- شروا		
±:	地計	0 4 1								
家	屋	0 5 1	e e							Ø,
fr	ät	0 6 1								

第58表 宅地等の負担調整に関する調

ナータか ある打の みパンチ	ŧ	也方	公共	団体	- -	۴	表著	番号
	1	3	2	1	2	8	⁷ 5	8

都道府県名	東京都	
市町村名	日野市	

								(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
		K			5)	行	番号	所有者数 (人)	地	積 (干m²)	決 定 価 格· (干円)	課税標準額 (千円)	筆 数 (筆)
		本則	どおりの課税だ	がなされ	たもの	o	1 0	115	24	29	³⁹ 745512	745,512	69 80
	小		負担調整率	፤ 1. 1 がi	適用されたもの	0	2 0	21697		5,603			31,965
住	規	上の	"	1. 15	"	0	3 0	8		1	46,422		10
LI.	模住	記も	"	1. 2	"	0	4 0				•	·	
	宅	以の	"	1. 25	, ,,	0	5 0						
	用地	外	"	1. 3			6 0			1	134,176	86.145	4
宅	地		小.	i e		-	7 0	61.700		5,605	166130853	151,343,531	31,979
			ät		2	0	8 0	21.824		5634	166876365	152089043	32,155
		本則	どおりの課税が	がなされ			9 0	50		9	228133	228133	58
用	_		負担調整率	1. 1 Mi	適用されたもの	1	0 0	7,397		1,115	30,636220	28427484	10014
713	般	上の	"	1. 15	"		1 0			0	8,625	7,725	4
	住	記も	"	1. 2	"		2 0						
地	宅	以の	"	1. 25	"	1	3 0						
, ,	用地	外	"	1. 3	"		4 0			1	73,193	48349	1
			小		計		5 0			1,116	30,718038	28483558	10,019
		-	āt			1	6 0	7.437		1.125	30946171	28,711,691	10077

第58表 宅地等の負担調整に関する調(つづき)

テータか あるもの スパンチ	地方公共団体コード							表番号	
	1	3	2	1	2	8	⁷ 5	8	

 都道府県名
 東京都

 市町村名
 日野市

							(1)		(2)	(3)	(4)	2	(5)
		X		*	分	行番号	所 有 者 数	地	積 (千㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額(千円)	筆	数 (筆)
		本則ど	おりの課税が	がなされ	たもの	170	151	24	38	973645	97 3 645	69	234
			負担調整器	軽 1. 1 が通	I用されたもの	1 8 0	29094		6,718	196586475	179,644,055		41,979
住		上の	"	1. 15	"	190	11		1	55,047	48540		14
宅	āt	記も	"	1. 2	"	200							
用	п	以の	"	1. 25	"	2 1 0			-	8			
地		外	"	1. 3	"	2 2 0	5		2	207,369	134494		5
			小		計	2 3 0	29110		6.721	196848891	179827089		41,998
				計		2 4 0	29261		6,759	197822536	18080 0,73 4		42232
		本則ど	おりの課税が	がなされ	たもの	2 5 0	12		6	141481	141,481		34
非			負担調整	率 1.1 が通	聞きれたもの	2 6 0	2641		2309	78409824	72,667,868		5418
住	宅	上の	"	1. 15	"	2 7 0	. 7		4	230365	203088		15
宅	-	記も	"	1. 2	"	2 8 0				,	•		
用用	地	以の	"	1. 25	"	290							
地	۳	外	"	1. 3	"	3 0 0	2		0	30,700	19633		2
16			小		ā†	3 1 0	2650		2313	78670889	72890589	4	5435
				āt		3 2 0	2662		2319	78812370	73032070	, i	5465

第58表 宅地等の負担調整に関する調(つづき)

(法定免税点以上のもの)

データか ある行の みパンチ	;	地方:	公共	団体	- -	- ŀ	表看	号
	1	3	2	1	2	8	⁷ 5	8

都道府県名	東	京	都
市町村名	日	野	市

				.,	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区		⅓	行番号	所 有 者 数 (人)	地 積 (干㎡)	決 定·価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数 (筆)
	本則ど	おりの課税がなされ	たもの	3 3 0	163	24 44	1,115126	1,115,126	69 26
		負担調整率 1.1 が	適用されたもの	3 4 0	31.735	9027	274,996299	252311923	47.39
宅	上の	" 1. 15	"	3 5 0	18	Ę	285412	251,628	2
地	記も	" 1. 2	"	3 6 0	*				
計	以の	" 1. 25	"	3 7 0	· ·				
	外	" 1. 3	"	3 8 0	7	2	238069	154127	
		小	計	3 9 0	31,760	9.034			47,43
		ā†		4 0 0	31,923	9.078	0	E	
	本則ど	おりの課税がなされ	たもの	4 1 0		721			84
		負担調整率 1.1 が	適用されたもの	4 2 0	845	963	16,903,014	14,680,021	267
そ	上の	" 1. 15	"	4:3:0	501	335	8304961	7,075,085	1,09
0	記も	" 1. 2	"	4 4 0	1	C	5,114	4082	
他	以の	" 1. 25	"	4 5 0			•	4	
	外	" 1.3	"	4 6 0	5		71489	42,637	
		小	計	470		1,299			
		ät		4 8 0	1.701	2020			461

第58表 宅地等の負担調整に関する調(つづき)

ゲータか ある行の ムペンチ	地方公共団体コード							表番号	
	1	3	2	1	2	8	⁷ 5	8	

都道府県名	東	京	都	
市町村名	B	野	市	

						(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	<i></i>
	区			分	行番号	所有者数	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
				* =		(人)		(†m')	(千円)	(千円)		(筆)
	本則ど	おりの課税	がなされ	たもの	4 9 0	512	24	765	³⁹ 1,194801	1.194801	69	1,112
合		負担調整	率 1.1 が通	聞用されたもの	5 0 0	32,580		9990	291.899313	266991,944	5	0.067
	上の	"	1. 15	"	5 1 0	519		340	8590373	7,330,713		1,119
	記も	"	1. 2	"	5 2 0	1		0	5,114	4,082		1
	以の	"	1. 25	, "	5 3 0							
計	外	"	1. 3	. "	5 4 0	12		3	309557	196764		13
		小		計	5 5 0	331 12	3	10333	300804357	274523503	C	51,200
		4)	計		5 6 0			11.098	301,999158	275,718304		2312

チータか ある打の ふパンチ	地方公共団体コード	表	番号
	132128	⁷ 5	9

第59表 農地の負担調整に関する調

 概道府県名
 東京都

 市町村名
 日野市

						(1)	ľ			(2)			(3)		(4)		(5)	
	K	ЭÌ	行番号	j	所	有		数 (人)	地		積 千m²)	決	定	価 格 (千円)		課税標準額 (千円)	3	i	数 (筆)
	本則ど	おりの課税がなされたもの	0 1 0	12					24			39			54		69		80
般	1.0	負担調整率 1.05 が適用されたもの	020																
市街	上の	" 1.1 "	0 3 0																
化	記も	" 1. 15 "	0 4 0																
区域	以の	" 1.2 "	0 5 0					73	5		29		2	218495		5,155			118
農地	外	小計	0 6 0	-				73			29			218495	1	5,155			
7.5		=	0 7 0					73			29			21849		5,155			118 118
	本則ど	おりの課税がなされたもの	0 8 0																
上	1.0	負担調整率 1.05 が適用されたもの	0 9 0																
記以	上の	" 1.1 "	100																
外	記も	" 1. 15 "	1 1 0																
の農	以の	" 1.2 "	120																
地	外	小計	130																
		āt	140																
	本則ど	おりの課税がなされたもの	150																
合	1.0	負担調整率 1.05 が適用されたもの	160																
	上の	" 1.1 "	170																
	記も以の	" 1.15 "	180																
		" 1.2 "	190					73	5		29			218495		5155			118
計	外	小 計	200					73	3		29 29			21849		5.155			1 18
		āţ	2 1 0					73			29			21849		5155			118

第60表 昭和62年度においても本則課税とならない土地に関する調

ナータか わるわご みつとナ	地	方な	共日	体:	- c	۲	表	番号
	1	3	2	1	2	8	6	0 8

都	道用	9 県	名	東	京	都	
市	町	村	名	H	野	市	

										(1)			(2)				(3)			(4)			(5)	
	区			分		í	亍番 ·	号	所	有	者 (数 人)	地		積 (千m²)	决	定	価 格 (千円)	課	税	標	準 額 (千円)	筆		数 (筆)
		A	小規	模住宅	官用地	° 0	1	0	12				24			39		w)	54				69		80
宅	宅	住宅用	一 般	住宅	用地	0	2	0									igi N								
		地		計		0	3	0																	
地	地	非	住	宅 月	用 地	0	4	0																	
		宅		地	計	0	5	0										· F							
等		そ	-	O	他	0	6	0				4			1			40521			2	3204			4
.,			合	Ē	l†	0	7	0	h.			4			1			40521			2	3204			4
	市場	丈	般市	街化区:	城農地	0	8	0				73			29		2	218495				5,155			118
農	街化	以	適用市	街化区	域農地	0	9	0										•				•			
	区均		適用市	街化区	域農地	1	0	0																	
地		上	記以	外の	農地	1	1	0																	
			合	Ĭ	H	1	2	0				73			29		- 1	218495				5.155	- W		118

昭和60年度 償却資産に関する概要調書等報告書

(償却資産・市町村交付金)

#近府県名 東京都 市町村名 日 野 市

第00表 ノーパンチ表番号一覧表

テータか ある行の みペンチ	地	方公	共団	体:	, –	r	表	6号
0	1	3	2	1	2	8	0	o°



	1	表 番	号							(# #	資	産	κ	係	3	表									3	そ付	金	κ	係	8	表		
ក្ 🛚	1号	\		69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79										89										
°o	0		3	12	0	0	°	20 Q	²²	0	26	28 O	30 O	52	54	36	38	40	42	44	46	48	50	52 O	54	56	58	60	62	64	66	68	.70	72

〇 記入上の注意

各調査表の作成に当たっては、記載要領及び突合確認表により内容を十分精査すること。 また、各調査表の太親の枠内の数値は、電子計算機によって集計するので、下記事項に留意のうえ、記入すること。

- 1 調査表には、複写がとれるよう黒鉛筆「HB」又は「B」で記入すること。
- 数値は、ていねいに記入すること。
 良い例 1234567890
 悪い例 / ヘンチナイフ 8 9 °
- 3 該当のない項目側は空棚とし、ハイフン(一)、ゼロ(0)等は紀入しないこと。
- 4 単位の誤りのないよう注意すること。
- 5 「ノーパンチ表番号一覧表」と各調査表の「地方公共団体コード」の左側にある「データのある行のみパンチ」の欄については、特に注意して記入すること。なお、詳細は、記載要領第I「三 ノーパンチ表番号一覧表」を参照すること。

- (1) 表内にデータが全くない場合は、表全体に大きく×印を書き、「ノーパンチ表番号 一覧表」の該当番号の下の空機に○印を書くこと。
- (□) 表内にデータが極少の場合は、団体コードの左の「データがある行のみパンナ」の下の空機に必ず○印を書き、「ノーパンチ表番号一覧表」の該当番号の下の空機に○印を書くこと。
- (ハ) 同一表番号で数表にわたるもののうち無データ又は極少データの表がある場合の当 放表の取り扱いは、(イ)又は(ロ)の取り扱いと同様である。

ナータか ある行の みペンナ	地方公共団体コード	表番号
	132128	76 89

第69表 納税義務者数に関する調

B 祖府州名 東京都 西町村名 日野市

				(1)	(2)	(3)
個人、法人	区分	行番号	Æ	数 (1)	法定免税点未満のもの (ロ)	(1) - (2)
個	٨	0 1 0	12	1.345 W	21 95/W	30 394 W
法	Д		39	1.061	48 383	678 678
合	at .	0 3 0	12	2406	1.334	1.072

 サーチャ から打か カムシナ
 地方公共団体コード
 表番号

 〇 1 3 2 1 2 8 7 60

第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

市町村名 日野市

		_	_	_	_	=	_				_		(1)				(2)			(3)	(4)
į	16				3	D			行者	計		決	定	価	·格 (11	5)	課 税	標	準	額(刊)	課 税 標 準 法第349条の3又は法附則第15 条の規定の適用を受けるもの(化) (千円)	額の内訳 (1)以外のもの(刊)に
市	棋		3	Ř			物	5	0	1 0) 12		5,	46	1.644	25 1/	5	46	1.4	457	191	5,461.266
时门村	极	械	及	υ	1	茛	n	-	0 2	2 0	וכ	4	0.	95.	3.85	6_				758	462.459	40.118.49
長っかり	£à.						船	1	0	3 0	וֹס											
価	粧		3	E .			校	1	0 4	4 (ס					. 8						
等を決し	坤	両	ŧ 2	× ;	4	般	其		! ס	ازد	וס			51	2.35	7		51	8	357		5/8.35
定	I	Ļ,	# 1	l D	U	備	品	0	ום	5	וכ	1	9	19	2,57	0	19	218	7.5	569	3.472	19.184.09
たし	誕			ŧ			額	1	o ז	7 1	וכ											
6		小			ı	B†	f	,)	ן מ	3 1	ס	6	6.	12	6,42	7	65	74	18.	34/	466.122	65,28221
九	定し	古大	2分	した	6	0		- 1	0 0	- 1		/	4	85	9.52	7	11	88.	38	454		
保		きん,							1 (ון כ	0											
		小			-	B†	(-	-)	1	1	ם	/	4,	25	9.52	7_	11	88	3	454		
	4 3 条							行村	1 2	2	0											
6		ě	1	44	+	(-)	+ (H	1	3	0	8	30	98	595	4	77	7.63	86,	7.95		
14	市	ej	村	分		כי	額		1 4	1 1	0		_	_			77	63	6	795		
S.R	I	संद	y,t	Э		0	M		1 5	5 10			_			į.					111	

第71表 慣却資産の価格等に関する調(個人分)

データか ある行の スパンナ	地方公共団体コード	表番号
0	1 3 2 1 2 8	77 81

	-, -		->		_		(1)			(2)		(3)	(4)
	植	žà		行番	号	决	定価	格 (千円)	課税	標(华 額 (千円)	課, 税 標 準 法第349条の3又は法財則第15 条の規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	額の内訳 (1)以外のもの (刊) 四
īli	棉	婺.	779	υ 1	0	12	52	1,116	25	52	1.116	38	52/.//6
村村	校械	たび装	x	0 2	0		299	9,193		29	9.193		299,193
te ti	給		柏	0 3	0								
格格	F.	E	枝	0 4	0								
等を決	非両	たび運搬	Ħ	0 5	0			1,124			1.124	,	1.124
定し	LR,	器具失び備	då	0 6	0		390	0.927		390	0.927		390.927
t:	標	۶	M	0 7	0								
0	小	åt	t -1	0 8	0		1.212	2.360		121	2.360		1,212.360
法九第条	自治力定し.	(臣が任格等を 配分したもの	决	0 9	0								
三陽白係		と知事が価格等 2、配分したも		1 0	0			,					
1	小	āt	(=)	1 1	0								
		1 項の規定によ を決定したもの	り近府		0								
台		計 44 + (二	+ (+)	1 3	0		1,212	2,360		1,21	2,360		
同的	市町	村分の		1 4						1.212	2.360	1	
上訳	迈 朋	異分の	য়।	1 5	0								

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

西町村名 日野市

データが ある行の みパンチ	地	方公	共団	体コ	- 1	۴	表	番号
0	1	3	2	1	2	8	7	82

					_	=	_	_		1	_			(1)						(2)				(3)					14	p)	
	植				1	žù			行	番	号		决	定	伍	格	(11 5)	1	课	Ŕ	標	桦	젊 (국내)	法第349条 条の規定の通	03 VI	は法則けるも	即事1	額 5		外	訳 のもの (刊)	ء, (ا
市	構		3	ą.			物		o	1	0	12		4,	94	0,5.	28	25		4.	94	0	34/	58			191	51	,		140.15	6
时村	橑	械	及	U	<	装	Z		0	2	0			40.	65	4,6	63		4	10.	28	1.	765		40	52.	459	7		39.8	21930	26
長が	給						魁		0	3	0			ı														×				
価 格	航		3	25.			樮		0	4	0																					
等を決	ņi	両力	રે દ	× ;	Œ	张	具		0	5	0				51	7.2	33				5/	7.	233								5/7.23	33
決定し	I	Д,	% t	l B	ני	備	品		0	6	0			18.	80	1,6	43		/	8.	79	6.	642			3.	472	2		18	7931	70
たも	TH.		*	7.			額		0	7	0																					
0		小				at		(1)	0	8	0			64.	91	4.0	67		6	4.	53	5.	98/	-	40	56.	122		(64.0	269.85	5
去九	定し	台大臣	2分	した	6	0			0	9	0			14.	85	9.5	27		/	1	88	8.	454	!						_		
三関係	道·	伊州 7	配	が分分	価格した	3 %	をの		1	0	0																			_		
+		小				₽Ħ	((-)	1	1	0			14	85	95	27		/	1.	88	8.	454	4						_		
	4 3 条が価格						200	府州	1	2	0															_				_		
合		8	t	44	+	(-)	+ 6	#)	1	3	0			79	77.	3.5	94	4		76.	42	4.	435			_			_	_		
司内	市	Bl	村	H		n	M		1	4	0	_	_	_	_	_				76	.42	4.	435						_	_		
上訳	通	府	県	Э		n	Ħ		1	5	0		_			_														_		_

データが ある行の みメンチ	対	方公	公共 团	体:	-	۲	表	番号
0	1	3	2	1	2	8	77	83

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係・市町村計)

(1)

₩湖府県名 東京都

市町村名 日野市

-							147	tm 24.4	# (D)	(4)	(0)	107 (17	Т
	Z		3)	行	*	号	決定価格	の特	外率(C)	課税標準額 (##)	決定価格	の特例率(C)	課税標準額 (千円)
							(A) (¥#)	(B)	(C)		(A) (##)	(B) (C)	(A) × (B) (D)
第	1	項	(変・送電用資産)	0	1	0	397.467	25	3				16.396
_		_	(鉄軌道用資產)	0	2	0		1	3			2 3	
昻	2	4	(新線立体交差化施設)	0	3	0		1	6			1 3	
第	3	項	(ガス事業用資産)	0	4	0	15.531	1	3	5:177	2478	2 3	1.652
第	4.	項	(最業協同組合等共同利用)	0	5	0		1	2		4, ,		
		T	(外 航 船 舶)	0	6	0		1	12			1 6	
第	5	項	(準外航船舶)	0	7	0		1	4				
第	6	項	(内 航船舶)	0	8	0		1	2				
第	7	項	(国際路線用航空機)	0	9	0		.1	3		138		
第	8	項	(離島路線用航空機)	1	0	0		1	3			2 3	
第	9	項	(日本放送協会)	1	1	0		1	2			2	
第	10	項	(日本原子力研究所)	1	2	0		1	3			2 3	
第	11	項	(動力炉・核燃料開発事業)	1	3	0		1	3			2 3	
第	12	項	(新造車両)	1	4	0		1	2			11 (1)	
第	14	項	(本四連絡標公団)	1	5	0		1	2		*		
第	15	項	(河川事業等に係る鉄軌道) (用資産	1	6	0		1	3	-		2 3	
第	16	項	(新東京国際空港公団)	1	7	0		1			•		
第	17	項	(宇宙開発事業団)	1	8	0		1	3			2 3	
第	18	項	(海洋科学技術センター)	1	9	0		1	3				
第	19	項	(熱供給事業用資産)	2	0	0		1	3				
_	_		(石 袖 公 団)		_	0		-				1	<u> </u>
	第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	第 1 第 2 第 3 第 4. 第 5 第 6 第 7 第 8 第 9 第 10 第 11 第 12 第 14 第 15 第 16 第 17	区 第 1 項 項 項 項 項 項 項 項 項 項 項 項 項 項 項 項 項 項	第 1 項 (変・送電用資産) (鉄軌道用資産) (鉄軌道用資産) (新線立体交差化施設) 第 5 項 (ガス事業用資産) 第 4.項 (最美協同組合等共同利用) (第 1 項 (変・送電用資産) *0 (鉄軌道用質産) *0 (鉄軌道用質産) *0 (鉄軌道用質産) *0 (新練立体交差化施設) *0 (新練立体交差化施設) *0 (新練立体交差化施設) *0 (泰泰協同組合等共同利用) *0 (泰泰協同組合等共同利用) *0 (泰泰協同組合等共同利用) *0 (李 外 航 船 船) *0 (华 外 航 船 船) *0 (华 外 航 船 船) *0 (李 外 航 船 船) *0 (李 外 航 船 船) *0 (李 外 航 船 船) *0 (李 外 航 船 船) *0 (李 外 航 船 船) *0 (李 外 航 船 船) *0 (李 外 航 船 船) *0 (李 小 和 船 船) *0 (李 小 和 船 船) *0 (野馬路線用航空機) *1 (野 10 項 (日本原子力研究所) *1 (日本原子の研究所) *1 (日本の研究所) *1	第 1 項 (変・送電用質産) ************************************	第 1 項 (度・送電用資産) 0 1 0	(A) (キャ) 第 1 項 (変・送電用質産)		日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	展	展 7 日本 7 日本 7 日本 7 日本 7 日本 7 日本 7 日本 7 日	○ 日本の

ナータか ある行の ムペンチ	地方公共団体コード	表番号
0	1 3 2 1 2 8	7 83

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係・市町村計つづき)

取 京 都 日 野 市

								(1)		(2)	(3)		(4)				(5)		(6)	(7)			(8)	
	K	2)	-	ī Z	e.		决:	定価	格	課税の特	標準(B	5		準額 (千件)	T	决	定量	格	課税の特	原準 <u>(B)</u> 列率(C)		税		額 (千円)
	Δ	77	1	1 🛣	5			(A)	(f f)	(B)	(C)		$(A) \times \frac{(B)}{(C)}$	(11)			(A)	(1 11)	(B)	(C)	(A	× .	(C)	(D)
	第 21 項	(水資蒸開発公団)	2	2	0	12				25	27		?9		42				55	57	59			7
		(車庫構築物)	2	3	0					1	2	1			T				3	4				2
	第 22 項	(立体交差化施設)	2	4	0					1	6	1		٠,	T				1	3				
	第 23 項	(特定地方交通線)	2	5	0					1	2	T												
进	第 24 項	(新エネルギー総合開発機構)	2	6	0					1	3			***	T				2	3				
ar.	第 25 項	(貿易研修センター)	2	7	0					1	2	1												
Ξ	第 26 項	(住宅・都市整備公団)	2	8	0					1	3	1												
百	第 27 項	(新技術開発事業団)	2	9	0					1	2													
四	第 28 項	(農業機械化研究所)	3	0	0					1	6	1												
+	旧第13項(1)(立体交差化無設)	3	1	0					12	-				No.									
九	旧第13項(2	(立体交差化施設)	3	2	0						1	4					***				4			
条の	旧第15項	(一般自動車道構築物)	3	3	0					2	3			14	Г				5	6				
Ξ	旧第16項	(一般自動車道構築物)	3	4	0					1	2	1			T	-			3	- 4			,	
	旧第19項	(鉄軌道法における地下道) 又は跨線道路艦	3	5	0					1	2				*	4		9						
	旧第22項	(石油公団)	3	6	0					1	3								2	3				
	旧第26項(1)(水套原開発公団)	3	7	0					3	4				**					7.	9	Ä	- 45	
	旧第26項(2	(水資源開発公団)	3	8	0					3	4				1			1 10					2.	(2)
	合	81	3	9	0		4	12	99	2	1-		137	.666	T		27	072		c		,	18.0	048

データが ある行の みパンチ	地方公共団体コード	表番号
0	1 3 2 1 2 8	77 84

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定を受けるものに関する調 (法附則第15条関係・市町村計)

京 都 市町村名 日 野 市

			(1:	(2)	3) (4)	(5)	(6)	(7)	(8)
K	*	C	决定任格	課行標準 の特例率		决定価格	おおれ	TAB TAO	課 校 標 準 額
K	77	行番号	(A) (#F)	(B) (0		(A) (FR)	(B)	(C)	(A) × (B) (FA)
第 1 項	(農山漁村電気施設)	0 1 0	12	1 27	y 29	42	2 2	3	59
第 2 項	(外国貿易用コンテナー)	0 2 0		4	5				
第 3 項	(石油ガス傷蓄能設)	0 3 0		3	4	1000		14	
第 4 項	(営業用倉庫の機械等)	0 4 0		2	3		1	2	
第 5 項	(磁維試験研究用板械)	0 5 0		1	2			182	
第 6 項	(工業用水道等転換施設)	0 6 0		1	6		- '		47.54
第 7 項	(公害防止設備)	0 7 0		1	3			12	
第 8 項	(風索訓練施設)	0 8 0		3	5			1	-45-45
第 9 項	(医内路線用机空機)	0 9 0		2	5			E)	
第 10 項	(路外距車場)	1 0 0		3	4	My 1 37		Nº 3	TA STATE
更 11 項	(省エネルギー設備)	1 1 0	339.628	4	5 27/.70	2		1	
第 12 項	(鉄軌通用構築物)	1 2 0		1	2		2	3	
更 13 項	(救急医療用機器)	1 3 0		5	6			*	
第14項	(国際電信電話院)	1 4 0		,	2		7.15	,	
第 15 項	(蛇壌エネルギー利用設備)	1 5 0		3	4				是是
第 16 項	(地方卸売市場)	1 6 0		3	4				
第 17 項	(転換交付金取得資産)	1 7 0		1	2				
	①(新練構築物)	1 8 0		1	6		:	ż	
	② (新造車両)	1 9 0		1	4	120			
第 18 項	3 (移設構築物)	2 0 0		1	6		1	3	
	②(河川事業等に任る飲飲) 運用資産	2 1 0		1	6		,	î	
	⑤ (女・送覧用資産)	2 2 0		1	3	*			415

ナーナか おるわか	地方公共団体コード	表番号
0	1 3 2 1 2 8	7 8 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条関係・市町村計つづき)

都道府県名	東	京	都	
市町村名	日	野	市	

						(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	E	#	ត		5	决 定 (正 松	の特性	本 本 文 本 に	課 校 課 年 数	決定価格	は存在の特例	AB FO	課後日本語
				_		- w	(FR)	(B)	(0)	$(X) \times \frac{(B)}{(C)}$ (D)	(A) (##)	(B)	(0)	W × (G) (D)
		②(鉄軌道用構築物)	2	3	0	12		25	27 4	29	42	55 1	3	59
		② (車庫関連構築物)	2	4	0			1	4			3	8	
		8 (雪崩・幕石等対策設備)	2	5	0			1	6			1	3	
1	第 18項	⑤ (立体交差化施設)	2	6	0			1	12			1	6	
		① (立体交差化施設)	2	7	0			-	25		14-700			
		① (立体交差化施設)	2	8	0			-	W				·a	
1	第 19 項	(農住組合)	2	9	0			3	4			- 8.		
1	第 20 項	(心身障害者雇用施設)	3	0	0			5	6			15.00		est.
Ì	第 21 項	(外質埠頭公団から指定法) 人が承継した資産	3	1	0			1	2		Strain a			
1		(沖縄電力(株))	3	2	0			2	3			~13		42
	第 22 項	(沖縄電力制度・送電用) 資産	3	3	0			2	9			4	9	
-	第 23 項	(無公害化生産設備)	3	4	0	64	1510	3	5	38,706		2	3	
I	第 24 項	(3	5	0			3	5	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			4.4	
-	第 25 項	(大規模地震防災応急対策) 用資産	3	6	0			2	3		44.0			
	第 26 項	(新エネルギー総合開発機構)	3	7	0		_	1	2					
1	57. 27 項	(並工業技術研究組合)	3	8	0			3	4					
	新 29 項	(一般自動車道構築物)	3	9	0			2	3			5	6	
5	旧第 1項	(日本自動車ターミナル機)	4	0	0			3	5			2.8	100	PER
	旧第4項	(原油偏蓄施設)	4	1	0			3	4			4	5	
	旧第 5 項	(営業用倉庫の機械等)	4	2	0			1	2		ž de Za			
	旧第7項	(特定航空機)	4	3	0			1	3		1	1		

ナータか ある行の みパンナ	地方公共団体コード	表番号
0	1 3 2 1 2 8	7 8 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条関係・市町村計つづき)

							(1)		(2)	(3)		(4	1)		(5)		(6)	(7)			(8)	
	×	Э́	fi	番	号	1	央 定	価	格	課税権の特	界準(B)]	税者	(10)	注	定值	西格	課税の特	標準 <u>(B)</u> 例率(C)		税		準額 (千円)
							(A	V	(FR)	(B)	(C)	(A)	× (E) (2) (D)		(A)	(刊)	(B)	(C)	(A)	×	(C)	(D)
	旧第8項	(特定産業廃棄物処理) 施設	94	4	0	12				252	273	29			42		146	55	57	59			17
	旧第10項	(心身障害者雇用施設)	4	5	0					3	4												
	旧第12項 (1)	(消火用屋外給水施設)	4	6	0					1	3			- 1									
	(1)	(袖回収船)	4	7	0	1				1	3								4				
	旧第12項(2	(省エネルギー設備)	4	8	0					3	4						+4						
法	旧第12項(3	3)(鉄軌道用構築物)	4	9	0					1	2							2	3				
附	旧第13项(1)(防 油 堤)	5	0	0					1	3					\$				1			
則	旧第13項(2	②(鉄軌道用構築物)	5	1	0					1	2												
箅	旧第11項(1)(国内路線用航空機)	5	2	0					5	6							100		5		4	
+	旧第145頁(2	2)(路外駐車場)	5	3	0					2	3						Control of the Contro	5	6				
五	旧第14項(3	(通信放送衛星機構)	5	4	0					1	2							3	4				
条	旧第17項	(地方卸売市場)	5	5	0					2	3						-		14.1	1			
	旧第20項(1)(養住組合)	5	6	0					2	3												
	旧第20項(2	(心身障害者雇用施設)	5	7	0					4	5												
	旧第21項	(心身障害者雇用施設)	5	8	0					3	4				2			*	1	100			
_	合	B†	5	9	0		40	41	38	-	-		3/	0.408			amendo a magricio						

ナータセ おとりの スパンチ	地方公共団体コード	表看号
0	1 3 2 1 2 8	7 18 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係・個人分)

東京都 日野市

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
\	K		9)	fī	ž	号	決定 任格 (A) (#用)		(C)	(A) × (B) (テラ) (D)	決定価格 (A) (#R)		標準 <u>B</u> 例率(C)	課税標準額 (A) × (B) (179 (C) (D)
舞	5 1	項	(変・送電用資産)	°O	1	0	12	25	27	29	42	55 2	57	59
			(鉄軌道用資産)	0	2	0		1-	3			2	/3	
7	2	頃	(新線立体交差化施設)	0	3	0		1	6			1	5	
策	5 3	項	(ガス事業用資産)	0	4	0		1	3		1	2	8	
第	4	項	(農業協同組合等共同利用)	O.	5	0		1	2		/			
			(外 航 船 船)	0	6	0	The A Wallachell' of Mile Son	1	12	/		1	6	
	5	TI -	(维外航船舶)	0	7	0	1	1	4		137.3			
	6	項	(内 乾 船 船)	0	8	0	``.	1	2	/				
9	7	項	(国際路拉用航空機)	0	9	0		1	3					(4) (4) (5)
	8	項	(難島路線用航空機)	1	0	0		X	3			2	3	
Q.	9	項	(日本放送協会)	1	1	0	/	1	2					
牙	10	項	(日本原子力研究所)	1	2	0	1	1	5			2	3	
	11	項	(動力炉・核燃料開発率) (業団	1	3	0		1	3			-2	3	
1	12	項	(新造車両)	1	4	10		1	2					
	14	項	(本四連絡橋公団)	2	5	0		1	2					
Ħ	15	項	利川事業等に係る鉄軌道 用資産	1	6	0		1	3			2	3	
¥	3 16	項	(新東京国際空港公団)	1	7	0	20	1	2			X		
Ą	3 17	項	(宇宙開多事業団)	1	8	0		1	3			2	3	
F	1 18	項	(資洋科学技術センター)	1	9	0		1	3			2	3	
Я	1 19	Tu	(勢供給事業用資産)	2	0	0		1	3			2	3	
19	3 20	項	(石 袖 公 団)	2	1	0		1	2			8	4	

テータか あるむの みパンチ	地方公共団体コード	表番号
0	1 3 2 1 2 8	7 5
		_

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係・個人分つづき)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	K #	ក	器	号	决定価格		標準B 例率(C)	標税標準額 (FR)	决定価格		標準B) 例率(C)	課税標準制
					(A) (+F)	(B)	(C)	$(A) \times \frac{(B)}{(C)} \qquad (D)$	(A) (ff)	(B)	(C)	(A) × (C) (D
1	第 21 項 (水質類開発公団)	2	2	0	12	25 1.	27	29	8.	55 3	5 4	98
	(引用(構築物)	2	3	0		1	2		2	8	4	
	第 22 項 (立体交差化施設)	2	4	0		1	6	1.7	1		. 3	
- 1	第 23 項 (特定地方交通線)	2	5	0		1	2		*/	16		
	第 24 項 (新エネルギー総合開発機構)	2	8	Q		1	3			2	3	
	第 25 項 (貿易時格センター)	2	7	0		1	2	1	4	19		
	第 26 項 (住宅・都市整備公団)	2	8	0		1	3				14	
	第一27 項 (新技術開発事業活)	2	9	0		1,	/2					
2	第 28 項 (氢菜機核化研究所)	3	0	0		1	6	1.875				
	旧第18所(1)(立体交差化整設)	3	1	0		-	-		•	i ay		1.54
-	旧第15项(2)(立体交差化整設)	3	2	0		JAC	-					
2 -	旧第15項 (一般自動車道構築物)	3	3	0	1	2	5			5	6	
	旧第16項 (一般自動車道構築物)	3	4	0	Wite .	1	2			- 5	4	
= -	旧第19項 (発軌道法における地下項 又は跨線地路標)	3	5	0		1	2					
1	旧勒22項 (石油 多园)	3	6	0		1	3			8	3	
	旧第26项(1)(大汉资际竞公团)	3	7	0		3	4					
	旧第26年(2)(水資產開発公団)	3	8	0		3	4					
/	fr 3t	3	9	0		-	-			1	(E	

ナータか おるれの スパンチ	地	方公	表番号					
0	1	3	2	1	2	8	77	86

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条関係・個人分)

ELECTRIC 東京都

西町川名 日 野 市

		+				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	16	(7)	(8)
\	Z	9)	ក	番	号	民定任格	45	PAB PAC	IN FR 15. 42. 86	決定任格	.,11	r v B	即校標準的 (B)
	1		0			(A) (15)	; B	(C)	(A) × (C) (D)	(A) (-		(C)	(A) × (B)
25	1 项	(農山海村電気施設)	0	1	0		1	5		Q.	35 2	3	1
T,	2 項	(外国貿易用コンテナー)	0	2	0	1	4	5	1			/	
Æ	3 項	(石油ガス偏 新施設)	0	3	0		3	4		444	/		
93	4 項	(営業用倉庫の機械等)	0	4	0		2	3		13/	,	2	
97	5 項	(植株試験研究用機械)	10	5	0	1	1	2		1/2			
4)	6 1ў	(工業用水道等転換施設)	0	X	0		1	6		1			
93	7 項	(公客防止設備)	0	7	8		1	z					
T.	8 44	(蘇集訓科先及)	0	8	0		3	5	1	2004	3 40		
页	9 項	(国内路段用航空板)	0	9	0		2	3	/	100		1	
47.	10 項	(路外駐車場)	1	0	0		3	1/4			74 3-5		9-628-758
u .	11 項	(省エネルギー設備)	1	1	0		1%	5					
, 0,	12 項	(鉄軌道用構築物)	1	2	0	1	1 1	2	3	100	. 2	3	ستسشد
Tin.	15 項	(救急医療用機器)	1	3	0	/	5	6		· Maria	713	100	1902/154
-	14 項	(国際電信電話機)	1	4	0,		7-1	1 2		Bartin .			177
55	15 項	(地域エネルギー利用設備)	1	5	0		3	4		建建 源			
97	16 項	(地方卸売市場)	1	6	0	16:-	1 3	4		122			10000
70	17 項	(柜換交付金取得質量)	1	7	0	3	1	2		Sanda de			To Market Land
-		① (新球構築物)	1	8	0		1	6		The same of	1	3	
		② (新 基 市 域)	1	9	0	k	1	4				1	
95	18 項	③ (移設構築物)	2	0	0		1	6			1	3	
	/	④ (河川事業等に係る鉄軌) ・造用資産	2	1	0	1	1	6		200	1	5	
1		(5) (変・送電用資産)	2	2	0		1,	5	4 2 2 3 5 5 5	W. W.	(h)	- 6.0	

データが まる行の みパンチ	地方公共団体コード	表	番号
0	1 3 2 1 2 8	77	86
			_

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条関係・個人分つづき)

東京都 市町村名 日野市

				(1)	(2	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
K	分	行 番	号	决定伍格)\$\$	標準(B) 例本(C)	課稅標準額 (B) (千円)	決定価格	の特	標準B	課報標準制(+所)
_			-	(A) (#E,	B	(C)	$(A) \times \frac{(B)}{(C)}$ (D)	(A) (##)	(B)	(C)	(A) × (C) (D)
	③ (鉄軌道用棉築物)	2 3	0	2.	1	7.4		4	⁵⁵ 1	3	1 27 30 50
	⑦ (車庫防連構築物)	2 4	0		1	4			3	/8	
	⑧ (雪崩·落石等杖策設備)	2 5	0		1	6			1	3	
55, 18 项	⑨(立体交差化施設)	2 6	0	N.	1	12		1	1	-6	
	①(立体交差化施設)	2 7	0		i -	-					
	①(之体交差化施設)	2 8	Q		-	-1-			15		22
第 19 項	(長住組合)	2 9	0		5	4	1	iv.			
第 20 項	(心身位害者雇用施設)	3 0	0		5	6	1				
第 21 項	(外質場頭公団から指定法) (人が承班した資産	3 1	0		1	1					
	(沖縄電力(精)	3 2	0		1	3					
第 22 項	(沖縄電力機 変・送電用資産	3 3	0		2	X			4	P	
图 23 項		3 4	0	/		5			2	3	
第 24 項	(廃棄物再生処理用機) (核設備	3 5	0		3	5			4.5		
第 25 項	(大規模地震防災応急対策) 用 資産	3 6	N		2	3					
第 26 項	(新エネルギー総合開発機構)	3/7	0		1	2					DATE:
75 27 項	(鉱工製技術研究組合)	3 8	0			4			200		
N, 29 M	(一般自動和政策(元)	3 9	0		2	3			5	ě	
10 At 1 Ju	(日本日本年ケーミナル内に)	4 0	0		ž	5					14
[B.E. 4 1]	(大连续新拖設)	4 1	0		3	4	*		4	5	
IE M S	(世別用倉庫の機械等)	4 2	0			2					
旧歌 7项	(時定既を機)	4 3	0	gh.	1	3	da .	14 12 15	1 . 13	1	1466

テータル おるわじ ムバンチ	共	地方公共団体コード						番号
0	1	3	2	1	2	8	77	86

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条関係・個人分つづき)

都道府県名	東	京	都	
市町村名	日	野	市	

						7.	(2)	(3)	(4)	(5)	15	(7)	(8)
٠.	~3	5)	8	亍 番	P	决定任序	課税の特	例中C)	課稅標準額 (千月)	快定任格	18. to	VB C	課税提供 (+8
	-					(Vi sa.	(B)	(C)	$(A) > \frac{(B)}{(C)}$ (D)	(A) (4E)	В	(C)	(A) (C) (D)
123	页8項	(特定產業院藥物处理)	94	4	0	12	25 2	3	29	24.5			77.39.50
153	A, ton	(心身聯告者雇用模談)	4	5	0		3	4					
IE	5, 20	(消火用配外給水施設)	4	6	0		1	5					
		(油回収铅)	4	X	0		1	3		122	1	200	4.4
JB	T,12, 1(3(省エネルギー設備)	4	8	0		3	4	. /				
10	五:200	8)(鉄軌道用核繁物)	4	9	0		1	2			2	3	
- 10	重, 3月(1)(防油堤)	5	0	0		1	3		版	Appendix to the same of the sa		
IE	₹,*₹,°(②(鉄軌道用搭整物)	5	1	0		1	18			-		
e 16	<i>≡,• ≤</i> ,; (1)(国内路線用軟空機)	5	2	0	1	5	6					
IE	第1470	②(路外駐車場)	5	3	0		2	3			5	6	
- 16	#,14.,(3)(通信放送衛星機構)	5	A	0		1	2	321		3	4	
E 15	a, 172,1	(地方卸売市場)	5	5	0		2	3				1000	Sagar Calange Sagar Commence
IE	達 2017(1)(集性組合)	5	6	0		2	3					
IB	第20년(2(心外內包老羅用施設)	5	7	0		4	5			R N		
IB	W.2118	(心身障害者權用施設)	5	8	0		3	4				- T	
	台	8†	5	9	0		-	- 10			-	17.	

テータか おと打の みパンチ	地	方公	表番号					
0	1	3	2	1	2	8	77	⁸ 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係・法人分)

東京都 # 財 市

							11	(2)	(3)	(4)	(5)	.6	(7)	(8)
	K	57	ក	Z	号		庆定任格 (A) (45	課税(の特)	(C)	課税標準額 (A) × (B) (+円)	决定证格 (A) (4元	A iet	(C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (干n)
T. 1	ı ığı	(変・送電用資産)	'n	1	0	12		2t 1	27 7	29	42	11 2	57	59 71
-	1	(鉄軌道用資産)	0	2	0	+	397467	-		132.489	24.594	_		16.396
95 2	2 項		0	3	-	-		1	3			2	3	
_		(新森立体交差化施設)		3	0	_		1	6			1	3	
P 3	3 項	(ガス事業用資産)	0	4	0		15.531	1	3	5,177	2,478	2	3	1.652
W 4	項	(農業協同組合等共同利用) 設備	0	5	0			- 1	2					
		(外 航 船 舶)	0	6	0			1	12			1	6	
T 5	р Щ <u>_</u>	(準外航船舶)	0	7	0			1	4					
羽 6	項	(内 航 船 舶)	0	8	0			1	2		2/4		1	
93 7	7 項	(国際路線用航空機)	0	9	0			1	3				ind.	
क्र ह	5 項	(難島路稼用航空機)	1	0	0			1	3			2	3	
93 S	項	(日本放送協会)	1	1	0	Г		1	2				-	3.7 1180.2817
W I	о ч	(日本原子力研究所)	1	2	0			1	3		220000000000000000000000000000000000000	2	3	
	1 14	(動力炉・核燃料開発事業)	1	3	0			1	3			2	3	
93 13	2 項	(新造車両)	1	4	0			1	2		1.0 ex 1 ²			
क्र १	4 項	(本四連絡橋公団)	1	5	0			1	2		270		- 4	H. KOROW
第 1	5 項	(利川事業等に係る鉄軌道) 用資産	1	6	0			1	3			2	3	
D 1	6項	(新東京国際空港公団)	1	7	0			1	2				-	e de la la la la la la la la la la la la la
93 1	7 項	(宇宙開発事業団)	1	8	0	1		1	3			2	3	
96 1	8 I I	(海洋科学技術センター)	1	1	۵			1	3			2	3	
43. 15	9 Ti	(熱供給事實用資産)	2	-	0			1 1	3			2	3	
\$5 2	о 4	(石 油 公 団)	2	1	0	1		1	2			3	4	

ナータか えを行ご ムパンチ	地方公共団体コード	表番号
0	1 3 2 1 2 8	7 8 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係・法人分つづき)

					7.	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
K	3)	ក	*	号	共定任格	-	例本IC)	課 校 課 課 額 (B) (平布)	决定価格		4 B	課税標準額
					(A) (35)	(B)	(C)	$(A) \times \frac{(B)}{(C)}$ (D)	(A) (45	(B)	(C)	$(A) \times \frac{(B)}{(C)}$ (D)
第 21 項	(水資源開発公団)	2	2	0	12	25	27 2	29	Q	3	57 4	59
	(車庫構築物)	2	3	0		1	2			3	4	
第 22 項 —	(立体交差化施設)	2	4	0		1	6	3		1	3	
可 23 項	(特定地方交通線)	2	5	0		1	2			- 19-0		
第 24 項	(新エネルギー総合開発機 ₎	2	6	0		1	3		_	2	3	
第 25 項	(貿易研修センター)	2	7	0		1	2		49			
第 26 項	(住宅・都市整備公団)	2	8	0		1	3		ACLE.			
第 27 項	(新技術開発事業団)	2	9	0		1	2					- 4
70 28 項	(農業機械化研究所)	3	0	0		1	6					4.4
日第13項(1)	(立体交差化施設)	3	1	0		= 10	-					
旧第13項(2)	(立体交差化施設)	3	2	0			=			1, 1		78 10 20
	(一般自動車道構築物)	3	3	0		2	3			5	6	
旧第16項	(一般自動車道構築物)	3	4	0		1	2			3	4	
旧第19項	(鉄軌道法における地下道) 又は跨線道路橋	3	5	0		1	2	•		17		
旧第22項	(石油公団)	3	6	0		1	3			2	3	
日第26項(1)	(水資源開発公団)	3	7	0		3	4				4.7.18	
日第26項(2)	(水資源開発公団)	3	8	0		3	4			·	1.49	1 "7
台	B†	3	9	0	412998	14	**	/37.666	27.072	- 2	-14	18.04

データが ある行の みパンチ	地	方公	表番号					
0	1	3	2	1	2	8	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条関係・法人分)

市町村名 日野市

		,			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
K	3)	6			决定価格	課税の特	標準B	課税標準額 (千円)	決定価格	課税の特	標準BD	課稅標準額 (45)
					(A) (+Fi)	(B)	40)	$(A) \times \frac{(B)}{(C)}$ (D)	(A) (ff)	(B)	(C)	$(A) \times \frac{(B)}{(C)}$ (D)
第 1 項	(農山漁村電気施設)	0	1	0		25	3	8	B.	55 2	3	59
第 2 項	(外国貿易用コンテナー)	0	2	0		4	5		Water Contract		(2°)	
第 3 項	(石油ガス備書施設)	0	3	0		3	4			12.0		
第 4 項	(営業用倉庫の機械等)	0	4	0		2	3			1	2	
第 5 項	(繊維試験研究用機械)	0	5	0		1	2			100 M		
第6項	(工業用水道等転換施設)	0	6	0		1	6			43		
第 7 項	(公客防止設備)	0	7	0		1	3					
第 8 項	(職実訓練施設)	0	8	0		3	5				10.41	
第 9 項	(国内跨線用航空機)	0	9	0		2	3		3.1.1.	24		
第 10 項	(路外駐車場)	1	0	0		3	4		1 2 2 3 7	100		
第 11 項	(省エネルギー設備)	1	1	0	339.628	4	5	271.702			H,	
第 12 項	(鉄軌道用構築物)	1	2	0		1	2		,	2	3	
第 13 項	(救急医療用機器)	1	3	0		5	6		· 60			
第 14 項	(国際電信電話機)	1	4	0		1	2		A STATE	1		4 41
第 15 項	(地域エネルギー利用設備)	1	5	0		3	4		9.3	D#		
第 16 項	(地方卸売市場)	1	6	0		3	4		10.20	18		
第 17 項	(転換交付金取得資産)	1	7	0		1	2			-		
	① (新韓模藝物)	1	8	0		1	6			1	3	
	② (新造車両)	1	9	0		1	4					
第 18 項	③ (移設構築物)	2	0	0		1	6	3.		1	3	
	④ (河川事業等に係る鉄軌) 適用資産	2	! '	0		1	6			1	3	
	③ (夏·送電用資產)	2	2	0		1	3		Section 1			8 . A. A.

データが ある行の みインチ	地	方公	共同	日体	_	۲	表	番号
0	1	3	2	1	2	8	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条関係・法人分つづき)

市町村名 日 野 市

	K	2)		*	P	·(1)	(2) 課税を の特を	(3) 県本(B) 門本(C)	課税標準額	决定価格	(6) 課税機 の特別	(7)	課稅標準額
	17	71	1	•	5	(A) (##)	(B)	(C)	$(x) \times \frac{(B)}{(C)}$ (D)	(A) (4R)	(B)	(C)	$(A) \times \frac{(B)}{(C)}$ (D)
		⑥ (鉄軌道用模築物)	2	3	0	12	25 1	27	29	12	55	57	59
		② (車庫関連構築物)	2	4	0		1	4			. 3	8	
		(8)(雪崩・落石等対策設備)	2	5	0		1	6			1	3	
	第 18 項	⑨ (立体交差化施設)	2	6	0		1	12			1	6	
		①(立体交差化施設)	2	7	0		-	<u></u>					
		① (立体交差化施設)	2	8	0		-	-					
	第 19 項	(農 住 組 合)	2	9	0		3	4		Paris to the			
1	第 20 項	(心身障害者雇用施設)	3	0	0		5	6		Tarabana		53	
3	第 21 項	(外質埠頭公団から指定法) 人が承継した資産	3	1	0		1	2		3.20			
j	第 22 項	(沖縄電力制)	3	2	0		2	3					,
5	ж 22 ч <u>л</u>	(沖繩電力制 変・送電用資産)	3	3	0		2	9			4	9	
-	第 23 項	(無公害化生産設備)	3	4	0	64510	3	5	38.706		2	3	
- 1	第 24 項	(廃棄物再生処理用機械) 設備	3	5	0		3	5					
-	第 25 項	(大規模地震防災応急対策) 用資産	3	6	0		2	3		*			4.6
5	第 26 項	(新エネルギー総合開発機構)	3	7	0		1	2					
	第 27 項	(紅工業技術研究組合)	3	8	0		3	4		4			
1	第 29 項	(一般自動車道構築物)	3	9	0		2	3		Y	5	6	
	旧第1項	(日本自動車ターミナル機)	4	0	0		3	5				7 12	
	旧第 4 項	(原油偶蓄施設)	4	1	0		3	4			4	5	
	旧第5項	(営業用倉庫の機械等)	4	2	0		1	2					11.5
	旧第 7 項	(特定航空機)	4	3	0		1	3			1.3	775	

データが ある(1の) みペンチ	地	方な	٢	表	番号			
0	1	3	2	1	2	8	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則 第15条の規定の適用を受けるものに関する調

(法附則第 15 条関係・法人分つづき)

都道府県名	東	从	都
市町村名	日	野	市

						(1)	(2	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	区	<i>h</i>	6	T 4	묵	决定価格	課の	克標準(B)		決定価格	課税権の特任	票準(B) 列率(C)	課税標準額
		"			,	(A) ((B	(C)	$(A) \times \frac{(B)}{(C)}$ (D)	(A) (+m)	(B)	(C)	$(A) \times \frac{(B)}{(C)}$ (D)
	旧第8項	(特定産業廃棄物処理) 施設	4	4	0	12	25	3	25	12	55	57	71
	旧第10項	(心身障害者雇用施設)	4	5	0		3	4					
	旧第12項(1)	(消火用屋外給水施設)	4	6	0		1	3					
	(1)	(油 回 収·輸)	4	7	0		1	3					
	旧第12項(:	2)(省エネルギー設備)	4	8	0		3	4				÷.	
法	旧第 12項(3) (鉄軌道用檔築物)	4	9	0		1	2			2	3	
附	旧第13項(1	1)(防油堤)	5	0	0		1	3					
AV	日第13項(2	2)(鉄軌道用構築物)	5	1	0		1	2					
第	旧第14项(1)(国内路線用航空機)	5	2	0		5	6					
+	旧第14項(2	2)(路外駐車場)	5	3	0		2	3			5	6	
五	旧第14項(3	3)(通信放送衛星機構)	5	4	0		1	2			3	4	
条	旧第 17項	(地方卸売市場)	5	5	0		2	3					
	旧第20項(1)(農住組合)	5	6	0		2	3					67.4 July
	旧第20项(2	的(心身障害者雇用拖設)	5	7	0		4	5					
	旧第21項	(心身障害者雇用施設)	5	8	0		3	4	W				
	台	2†	5	9	0	40413	88 -		310,408		-	-	

第 79 表 昭和60年度 償却資産の段階別納税義務者数等に関する調 (市町村計)

(概要調書補足調査)

新油 京 京 都 市 町 村名 日 野 市

テータか もる行う スパンチ	地方公共団体コード	表番号
	1 3 2 1 2 8	77 89

_	•							(1	1)							(2)			
E	(í.	葡萄	号		納	税	義	務	者	数	W		課	税	標	俥	額	(f m)
100 万円]未満のもの	0°	1	0	12					1.33	34		21			4	88	15	7
100 万円	引以上110万円未満のもの				34	_					14		43					.20	,
110万円	引以上 120 万円未満のもの				56						23		65					.22	77
120 万円	引以上 130 万円未満のもの	90	4	; 0	12						36		21					.87	-
130 万円]以上 140 万円未満のもの				34						86		43					.56	
140 万円	引以上 150 万円未満のもの				56						26		65					37	77
150 万円	引以上 160 万円未満のもの ・	90	7	0	12						39		21					71	
160 万円	引以上 170 万円未満のもの				34						25		43					17	1111111111111
170 万円	引以上 180 万円未満のもの				56						3/		65					24	77
180 万円]以上 190 万円未満のもの	91	0	0	12						35		21					85	
190 万円]以上 200 万円未満のもの				34						20		43				38.	98	9
200 万円	引以上 220 万円未満のもの				56						44		65					93	77
220 万円	3以上 240 万円未満のもの	91	3	0	12					-	47		21			./	07.	68	8
240 万円]以上 260 万円未満のもの				34						23		43					93	
260 万円	引以上 280 万円未満のもの				56						31		65				وع	78	9 "
280 万円	引以上 300 万円未満のもの	91	6	0	12						32		21					67	,
300 万円]以上 1,000 万円未満のもの				34					2	73		43		II	14	76.	42	7
1,000 7	万円以上2,000万円未満のもの				56						92		65		-	13	12.	52	9 "
2.000 7	万円以上 3.000万円未満のもの	91	9	0	12					Š	88		21			9	53	38	6 .
3,000 7	万円以上1億円未満のもの				34						74		43			3.9			
1億円以	(上のもの				56					4	3	- 1	65		6	2.9	22	.18	5 "
	81	92	2	0	12					2,40	16		21			8.1.			
B†	法第389 大臣配分分				34						4		43			1.8			4
の内	条 関 係 知事配分分				56								65						77
訳	法第743条関係	92	5	0	12								21						33

テータか あるもの みパンチ	地方公共団体コード	表番号
0	1 3 2 1 2 8	8 9 ⁸

昭和 60 年度市町村交付金の交付額等に関する調

⋼ ゅ ӊ ᇵ 日 野 市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
						10 有	g g		
	×	*	行事号	f		多 本 (表句を	5格)	* * * * * *	交付。全額
			9	土 堆 (千円)	▼ 量(千円)	集 卸 査 産 (千円)	計 (千円)	算度暴露 (千円) W	交付、4 全額 W×100 (円) (B)
	住祭	1/5 の意用があるもの	0 1 0	12	22	31	40	50	60 . 71
費	€ 6	1/4 の速用があるもの	0 2 0	194.468			194,468	48,617	680,638
付賣	にの	2/5 の選用があるもの	0 3 0	34,403			221.039	88,412	1,237,768
	住生	пиново	0 4 0	46			96	46	644
		21	0 5 0	228,917	186.636		415,553	137,075	1,919,050
発の	住保	1/5 の意明があるもの	0 6 0						
空港の用に供する固定資産	宅も	1/4 の変明があるもの	0 7 0						
供する	にの		0 8 0						
固定	住 笔	以外のもの (2の適用があるもの)	0 9 0						
産		81	1 0 0						
ES		野に係る土地	1 1 0					4.3	
発見	地方公営企業に係るもの	5/6 の連甲があるもの	1 2 0						
変な	る面質もの	特例率の適用がないもの	1 3 0						
発電所・変電所又は送電施設の用に供する間定質を発電所の用に供	定	5/6 の連用があるもの	1 4 0						
送電	方公営企業 のではなられるの	特例率の適用がないもの	1 5 0						
数の問	変送供	1/3 の連用かあるもの	1 6 0						
に供	変 電 所 又 は 送電施設の用に	2/3 の適用があるもの	1 7 0						
る間	人用資はに産	特例率の連用がないもの	1 8 0						
音		Ħ	1 9 0						
57	9.41	24のものの形に供する土地	2 0 0						
水道施設等の用に供する固定要産を通過である。	5 5	1/2 の適用があるもの	2 1 0						
水道施設等の用	ダムの用に供	3/4 の適用があるもの	2 2 0						
の用し			2:30						
供す	き注をグ この受ム	1/2 の運用があるもの	2 4 0						
る間に	規けに係るの多る	3/4 の適用があるもの	2 5 0						
要	内の多るが適目も	特例中の逆用がないもの	2 6 0						
		H	2 7 0						
	台	H	2 8 0	228.917	186,636		415.553	137.075	1,919,050

7-95 1.2117.	地方公共団体コード	表有	番号
0	1 3 2 1 2 8	⁷ 8	98

昭和 60 年度市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

** 東京都

西町村名 日野市

			(7)	(8)	(9)	00	QD.	02		0.3	04	
			2		ti	fi		4		交付金額計	前年度の交付金額	* at 11
K	9	行番号	វេ	K E	*	(通知価格)	# 2 5 4 B C	交付金額口	行番号	(B) + (D (E)	(F)	E) - 6
		9	土 地(千円)	家 雇(千円)	在却背景 (千円)	計 (千円)	(千円)	C × 1.4 (円)	9	(円)	(円)	(円
t+ (t+ (0 1 1	3.234.958	L357.696	31	4.592.654	918,531	12.859.432	0 1 2	12 12.859.432	23 2,003,600	.855.83
t t	1/4 の適用があるもの	0 2 1	5.539.797			5.539.797	1,384,949	19.389.284	0 2 2	2001-922		2363.69
12.0	の 2/5 の適用があるもの	0 3 1	41,237	2344.741		2.385,978	954.391	13.361A72	0 3 2	14.599.240		
ti.	宅以外のもの	0 4 1		45,293	106.193			2.120.802		2121446	The second secon	
	21	0 5 1	8.815.992	3,747,730		12,669,915		47,730,990			47.405.450	2.244.59
E (1.6	C. S. Marie Control of the Control o	0 6 1							0 6 2			
电电	も 1/4 の適用があるもの	0 7 1							0 7 2			
共 に	-75 OMHIN 85 60	0 8 1							0 8 2			
生をの用に共する都を存在	宅 以外のもの 1/2の適用があるもの)	0 9 1		1					0 9 2			
fi.	2t	1 0 1		1					1 0 2			
BN fi	料野に併る土地	1 1 1							1 1 2			
2 2	をに 5/6 の適用があるもの 公さ 特例率の適用がないもの	1 2 1							1 2 2			
発する問題		1:3:1							1 3 2			
の用に供産	5/6 の適用かあるもの	1 4 1							1 4 2			
供產	特例率の適用がないもの	1 5 1							1 5 2			
を変え	供 1/3 の適用があるもの	1 6 1							1 6 2			,
電筋の用	0 2/3 の適用があるもの	1 7 1							1 7 2			-
発電子変配所又は美電差段の用に供する間を発生する間、差型、一変電所又は美型を開発している。 ない 一変電 所又は 美工 にいい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	査 特例率の適用かないもの	1 8 1							1 8 2			
E I	21	1 9 1							1 9 2			
	9'ム以外のものの用に供する土地	2:0:1							2 0 2			
水道施設等の用で地方公営企業に係るもの	ダす 1/2 の適用があるもの	2 1 1							2 1 2	1		
教に係り	の成 3/4 の適用があるもの こ女	2 2 1							2 2 2			
水道施設等の用に	に収 特例率の適用がないもの	2 3 1							2 3 2			
特法	をダ 気ム 1/2 の適用があるもの	2 4 1							2 4 2			
多規 目定	けに 3/4 の適用があるもの	2 5 1							2 5 2			
多問題の選問の通知の	86	2 6 1							2 6 2			
701	ž†	2 7 1										
	ê H	2 8 1	8815,992	3.747.730	106193	12,669,915	3409.357	47.730.990		49.650.040	47,405,450	2.244.59 概如性

概調賞-22

昭和60年度 市町村交付金に関する調

国	有	資	産	公	有	育	産
資産区分	所管部局	通知価格	交付全額	資産区分		通知価格	交付金額
(日春)信)	餐餐厅	т д 193,536	811.870	(DA)	東京都	12,669,915	4 7.73 0,990
(四合質)		177,648	***	(土·家·價)			
(①(多) 廣)		21,612		(土家:償)			
(① 宏·償)	, ,	22,711		(土家:億)	. •		
1.	郵政省	46	. 640				
(土・家・億)				(土·家·震)		ř .	
(土·家·信)	7 1. 16 T			(土·家·償)			, .
」(土·家·债)				(土・家・債)			
(t ·宏·億)				(土家:億)		,	
含 前		415.553	1,919,050	۸ -۱		12,669,915	47.730,990

⁽注) 1. 質点的の傾は、質付真性・水道施設等の意味により込むまで、なおく、)内の記述産にの印じつけること。 2. 角質解に細は、国にあては省等者、状态は関係であれることできなること。

部道前限名東京都 (固定資產稅) 祁市計画稅) 終活光 市町村名田野後所 1. 課稅免除に係る免除稅額 团体别 (单位:件,千円) 项目 計 设度区分) (77) 土地 259 22,924 14704 977 6513 156 15) 119) (145)家 屋 11.834 信司资定 163 123.) (197) 合計 1661 16769 34921 (注) ()内は遊用件数である。なか、合計欄の適用件数は実件数である。

1,不均一課稅上係3軽減稅額

管定区分						* * * * * * * * * * * * * * * * * * *					ŧt
± 18)	()	()	()	()	()	().	()	,	()	(
家屋 (·)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	(
传动客庭	,		()	()	(· · ·)	()		()		ι.)	
分計 (•)	(,)		()	(.)	()	()	()	,	()	

補足調查		(つづき)	課程	党免除等に	関する調(つづき, 5	क्र श्वाह)			
(m rin	:lp -3 -4 /50	+21 = 3f\						4	都遂南原	名東了	京都
	資産税・個	中計画化)					Ц	統括表	市町村	名 日野市復	PÍT
3. 갫 兔	税 額							团体别	(<u>j</u>	单位:件,	4 P)
沙 国	(2)—-8	(2)— A	(3)——(1)	(3) <u></u>	(3)——(3)	(4)—②	(4)——(3)				小爿
	(3.)	(6)	(15)	(31)	(0)	(3)	(16)		(-)	().	(74)
土功	56		126	3252 (2)	(3)	189	158		- F		5346 (40)
家屋		(0)						().	<i>y</i> .	()	
-	(0)	(0.)	(0)	(0)	(0)	130	70	6	()	()	399
他却变度		0. /		, , ,						,	,
合計	(3)	(6)	(21)	(33)	(3)	(3)	(18)	()	()	()	(87)
	77	137	152	3389	9	319	1,66	2	1,		5745
頂百				* * * * * * * * * * * * * * * * * * *			7.7		T		ह +
设度区分	()	()	()	()	()	()	V)	1	1	,	()
工均				,			, ,	,			
6 6	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	(, ,) .
家屋					• • • •					5	
传加设建	(()	()	()	()	()	(, ,)	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	注) 1 (計) (:	<u>ៈ</u> នា ៥ ,	Li				L	<u></u>	J		لـــــا

(क्रे) । (क्रे) हाजिए ,

传办设度

合計

(减免分) その他内訳

- (4)-③ア 私立保育園(所)の用に供する固定資産
- (4)-③イ 生活保護の受給中ではないが、これに準ずる生活困窮者と認められる者の固定資産
- __(4)-③ウ 修学援助、育英事業の目的として設立した学生寮で、その用に供する固定資産
- (4)-③エ 保険医療機関が診療の用に供する家屋の部分(医療减免)

補足調查		(つづき)	課程	党免除等に	関する調	(つかき, %	70594BA)			
(固定 3. 減 免		3市計画税)	-3 ton	p		*		総括表 団体別		東 7占 日野市公位 . 件 ,	
19 目 主 功 家 屋	(4)— (5) (6) 115 (6) (6)	(8)	(4)—(3) (2) (1380 (0)	()	()	()	()	()).	信心
世界安全 合計	(8)	(8)	(2)	()		()	()	()		,	(18)
19日 資産区分 エ 70	()	()	()	()	,	()	()	()	() ()	ह ै
家 屋	() ()	()	()	() (•)	() ()	()	<i>(</i>)	()	() (,	()
ं हो	()	()	()	()		()	()	()	() ()	()

